

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会（第26回）

日時 平成30年7月6日（金）10：00～12：15

場所 経済産業省本館地下2階 講堂

議題

- （1）エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正について
- （2）省エネ施策の進捗状況と今後の課題について

1. 開会

○吉田省エネルギー課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会第26回の省エネルギー小委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙の中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、所用により江崎委員、小川委員、木場委員、松村委員はご欠席、それから矢野委員は遅れてのご出席と伺っております。

なお、小川委員は松下前委員のご後任ということで、東京都環境局地球エネルギー部長に着任されております。ご紹介いたします。

それから、事務局側の人事異動についてご紹介をさせていただきます。

政策課長が茂木にかわりまして、本日から山影が着任しております。よろしくお願いします。

今回の委員会につきましては、従前のおりペーパーレスで実施いたします。資料につきましては、メインテーブルの皆様に配付しているiPadで閲覧をいただければと思います。動作確認のために、例えば資料1が開けるかどうかご確認をいただけますでしょうか。もし、動作に不具合がございましたら、会議の途中でも結構ですのでお知らせをいただければと思います。

また、後ほどの資料の説明の都合上、委員の皆様には紙で別途、2枚ほどの紙をお配りしております。それもあわせてご確認ください。

それでは、ここからの議事の進行は中上委員長にお願いしたいと思います。

カメラ等で撮影されている方がおられましたら、これから先はご遠慮ください。よろしくお願いします。

○中上委員長

おはようございます。

前回、25回はいつ開かれたかはご記憶でございますか、ほぼ1年前でございます。7月の末でしたけれども、あれからあつという間に1年が経ちましたから、盛りだくさんの審議がいろんな場面でなされてございまして、ご案内のように、今回の議題のテーマであります省エネ法の改正につきましても、国会でのご審議を頂戴して、無事これが成立しております。また同時に、つい先日、エネルギーの基本計画につきましても閣議決定がなされたようでございまして、いろんな議論がこの間にあったことは皆さんご案内のとおりだと思います。

今日のような雨になるとは思わなかったんですけれども、大変な猛暑でありましたし、そうかと思うと一転して西日本を中心に大変な豪雨であります。

一番やっぱり鈍感なのは人間だけじゃないかと思うんですけれども、動植物のほうは、もうさっさと何か対応を変えているようでありまして、生息区域がどんどん変化しているというふうに関心するところでも出ておりますけれども、人間はエネルギーを利用したりいろんなことを利用して、強引に環境に対応していくものですから、いわゆる大きな環境の変化になかなか敏感にはなっていない、かえって鈍感になっているんじゃないかと思っておりますけれども、このままで行っていかどうかというのは、大変大きな禍根を後世に残さないようにしたいと思います。

そういう意味では省エネが何よりも基本でございまして、いろんな審議がなされましたけれども、私相変わらず省エネが一番基本だと思いますが、エネルギー基本計画の中にも省エネについては余り強く指摘されていなかったもので、若干不満でございますけれども、相変わらず、やっぱりエネルギーの基本は、エネルギーをいかに上手に使っていくかということでございまして、ぜひ、この会議を大切にしていきたいと思っております。

それでは、早速審議に入りたいと思っておりますけれども、平成30年度の第1回目の省エネ小委員会となりますけれども、この開催に当たりまして、まず初めに高科部長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○高科省エネルギー・新エネルギー部長

皆様、おはようございます。省エネ・新エネ部長高科でございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、2018年度に入りまして最初の省エネルギー小委員会の開催となりますが、昨年までの本委員会では、合計で10回の審議を通じまして、2017年1月31日に公表されました中間取りまとめ、それから8月4日に公表された省エネルギー小委員会意見におきまして、連携省エネや荷主規制の見直しなどを内容とする提言をまとめていただきました。これらを踏まえまして、エネルギーミックスで掲げる省エネ見通し5,030万キロリットルの進捗を加速させる観点から、省エネ法

改正法案をこの国会に提出いたしました。

国会におきましては、衆議院で3日、参議院で2日、合計18時間にわたってご審議いただきまして、本委員会のメンバーであります中上委員長、矢野委員、田辺委員にも参考人としてご対応をいただいた結果、両院ともに全会一致で可決されまして、本年6月13日に省エネ法改正法が公布されました。

参考人としてご協力いただきました委員の皆様方には、改めまして御礼申し上げます。

審議全体を通しての全体的な印象ですけれども、1つは、この改正案は改正案としていいと、ただやっぱり世の中の動きが非常に早くて、AIやIoTデータの活用みたいなものも含め、非常に速いスピードで動いている。そうした中で、ここでさらに想定していなかったような、今回の改正案というのは、やっぱりネット通販というのが新しく出てきて、それが省エネ法が対応できていなかったというのが1つありますけれども、例えば、これは中上委員長がよくおっしゃるような、シェアリングエコノミーが発展したときの新しい帯域をどうするのか。あるいは、今回はその対象にしていなくても、モール運営事業者みたいな形も、その後の形が出てくる可能性については考えているのかとか、あるいは、メルカリのようなC to Cみたいなところを今後どうするのかとか。

さらに申し上げれば、これはAmazonが海外でやっているという、アンティシパトリー・ SHIPPINGですか、要するにもうあらかじめ予測をして、それをもう近くに運んでいってそれを届けるような形態ですね。誰かが何かを買うことを予測した上でやって、そういうもののうちで対応をどうするのか。そういった、何かいろんな新しいビジネスの可能性の中で、この省エネ法をどうするかという議論が、それは今後我々もそういう、世間の中の流れに追いつきながら、新たなあり方というのを考えていかなくちゃいけないかなというのをひとつ思いました。

それからもう一つは、今その省エネ法、改正に改正を重ねた結果かもしれないですけれども、例えばエネルギー管理士とか、エネルギー管理者とか、統括エネルギー何とか管理者とか、何とか管理企画推進者とか、余りにもそういう名前が多過ぎてわかりづらくなっていないかとかですね。今回、あるいはそのエネルギー統括管理事業者という仕組みをつくりましたが、これは、これまでであった連鎖化事業との関係とか、あるいは連携計画とどういう関係にあるのかとか、やっぱり言葉遣いがだんだんわかりづらくなってきているんじゃないかというような指摘もありまして、これはちょっと、これまで省エネになじんでおられる方々の使いやすさと、新しく見たときのわかりやすさとのバランスということかもしれませんけれども、そういったことも今後考えていく必要があるのかなというようにも感じたところでございます。

いずれにしても、今後、関係法令の整備を行いまして、秋を目途に改正法を施行してまい

るつもりでございます。

それから、先ほど委員長からもありましたけれども、今週火曜日に第5次エネルギー基本計画が閣議決定されました。この新しいエネルギー基本計画には、2030年度のエネルギーミックスの確実な実現に加えて、2050年に向けて、温室効果ガス80%削減を目指してエネルギー転換、脱炭素化に挑戦していくという大きな方針が示されました。この方針に基づきまして、今後ともさらなる省エネ取組の促進を検討してまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

本日の小委員会では、今回の法改正についてのご報告と、関係法令等の整備に係る今後のスケジュール、それから、昨年度からの省エネ施策の進捗状況と、今後の課題についてご説明させていただきますので、忌憚なきご意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○中上委員長

ありがとうございました。

今、高科部長からご説明ございましたように、昨年度、2017年1月に公表させていただきました中間取りまとめの方向性を踏まえまして、荷主規制のあり方といった論点等について皆様から大変活発なご意見を頂戴しまして、追加的に取りまとめを行わせていただきました。昨年8月に公表させていただいたところでございます。

また、今回の小委員会では、その省エネルギー小委員会意見を踏まえて策定された省エネ法改正案法案が、今国会で審議されて6月13日に公布されましたので、省エネ法改正法の内容をご紹介いただくとともに、例年のとおり、昨年度からの1年間の省エネ施策の進捗状況、委員の皆様大変ご尽力いただきましたが、それを踏まえた進捗状況と今後の課題についてご議論を頂戴できればと思っております。

いつものとおり委員の皆様、あるいはオブザーバーの皆様からの活発なご意見を頂戴したいと思いますので、協力のほどよろしくお願いいたします。

2. 議事

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正等について

○中上委員長

それでは、これより議事に入りたいと思います。

議題1でございますが、エネルギー使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律等につき

まして、事務局より説明を頂戴したいと思います。

吉田課長お願いします。

○吉田省エネルギー課長

それでは、資料1をお開きいただきたいと思います。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律等についてという紙でございます。

1ページおめくりください。右下にページ番号を打っておりますが、1ページでございます。

先ほどからお話がありましたように、この法律については6月6日に成立、13日に公布となっております。

概要について簡単にご説明したいと思います。6点あります。

まず第1点ですが、省エネルギー計画の認定制度の創設でございます。

計画の認定を受けた事業者については、連携省エネ取組による省エネ量を、計画に参加する事業者間で分配して報告できるということになりました。——すみません、冒頭申し上げるべきでしたけれども、今回の改正は運輸部門の規制を共管しております国交省と共同で行っております。このページで説明する内容、これは工場あるいは荷主に限らず、貨物輸送事業者、あるいは旅客輸送事業者に係るものも含まれておりまして、それぞれの項目の括弧の中に、こういった方々に関係するのかということも書かせていただいておりますので、併せてごらんいただければと思います。

それから2番でございます。認定管理統括事業者制度の創設でございます。

資本関係等があります企業グループの親会社などが、グループの一体的な省エネ取組を統括管理するものとして認定を受けた場合に、この親会社、ここでは認定管理統括事業者となりますけれども、この親会社が定期報告等の義務を、このグループ一体として履行することを認めるという制度でございます。

それから3番、荷主の定義の見直しです。

この委員会でもご議論いただきましたけれども、ネット通販事業者についても、輸送の方法等決定する事業者については、省エネ法に基づいて努力をお願いしていくということで、そのために荷主の定義を見直します。具体的には、貨物の所有権を問わずに、契約などで輸送の方法等を決定する事業者、これを荷主とすることに改めることになりました。

それから4番、準荷主の位置づけでございます。

荷送側、荷物を送り出す側だけではなくて、荷受け側にも努力を求めていくための措置ということで、具体的には、荷主が決定した輸送方法等のもとで到着日時等を指示できる貨物の荷受け

側の事業者を、新たに準荷主と位置づけまして、この準荷主にも貨物輸送の省エネへの協力を求めるという努力規定を設けたところでございます。

それから5番、中長期計画の提出頻度の軽減です。

これは、あとの資料にも出てきますけれども、S評価を維持できている事業者、これは省エネ取組の優良事業者といたしまして、こういった事業者を対象に、現行では毎年度提出することになっております中長期計画の提出頻度を軽減できるように今回改めました。

最後、6番は事務的な話でございますが、エネルギー管理士の免状交付事務、これは今までは国でやっておりましたが、事務の効率化のために、今後は指定試験機関に委託できるようにしたということでございます。

以上、6点が今回の改正の概要でございます。

次のページをごらんください。

2ページでございますが、先ほど部長のご挨拶の中でも申し上げましたが、今回の国会審議においては、衆参でそれぞれ参考人質疑が行われておりまして、この小委員会のメンバーでもあられる中上委員長、それから矢野委員、それから次のページには参議院のほうで田辺委員、それぞれにご対応いただいたところでございます。

もし必要でありましたら、この後また委員からも補足いただければと思いますが、どういうご説明があったかということについて簡単にご説明したいと思っております。

2ページで、まず衆議院のほうですが、左側の中上委員長ですが、まず今回の法改正、これは社会の実態に合わせた省エネ施策の転換になるということで、まず法改正について述べていただいた後、AIそれからIoTといった、最新技術を使った省エネの取組、これが大事だということをご指摘され、さらにそういったものを活用するシェアリングにもしっかりと対応していく必要があるんだということで、省エネ政策全般についてもご提言がありました。

その下にUber等の記述がございますけれども、例えばUberなどについては、そもそもの部門でこの省エネを取り扱うのかといったところについても、まだ不明であるということをご問題提起しながら、省エネ法の対応も単純にはいかないんじゃないか、そんなご指摘があったところでございます。

それから右側、矢野委員でございますが、矢野委員からは、特に輸送について意見が述べられました。事業者連携の取組が重要だということ。それから、サプライチェーンにおいて指導的立場にある事業者が率先して取り組むべきだというご指摘。それから着荷主、これも連携した取組が大事だと。それから、物流の平準化、計画化についてもご指摘がありました。ネット通販については、省エネを国民全体で考えるという観点が非常に重要であるというご指摘がありまして、

ネット通販事業者、消費者も含めた取組についてのご指摘がありました。

それから、中上委員長のI o Tとも共通いたしますけれども、I o Tのような革新技术、こういったものの活用が大事だということ。それから、物流に関しては省エネと、人手不足という大きな問題、これとの両立が大事になってくるんじゃないかというご指摘がありました。

次のページごらんください。

3ページでございます。

参議院では、田辺委員がご対応されました。最初の2点については、この小委員会での審議をご紹介いただいた部分でありまして、まず最終エネルギー消費は減少しているけれども、これはエネルギー多消費産業の生産の低調さ等によるものであって、省エネ対策が必ずしも順調に進展しているわけではなくて、対策の強化が大事だと。この法律改正は、そういった対策の強化を図るために、事業者の連携という点、それから輸送については荷送人、荷受け人、輸送事業者の連携を強化するということに主眼があるんだというご指摘をいただきました。

その後、省エネ全般についての話に移るですが、住宅・建築物の対策については、不動産価値の向上が大事だという点。それから再エネの利用拡大を考えると、省エネについても新しい概念が必要になるんじゃないかということで、右側に絵がございますけれども、これまでは右側にあります、「使う」というところ、これを少なくするという取組であったのが、これからの省エネは再エネをしっかりと導入していくため、需給を「操る」、そういった要素が出てくるんじゃないかと、これを新しい省エネの概念と捉えてご説明があったところでございます。

次のページをごらんください。

国会での法案審議について、議員からどういった指摘があったのかということ、一部でございますけれども紹介をさせていただきます。また、それぞれについて我々としてどういう認識であるかということも併せてご説明してまいります。ご説明の都合で資料を行ったり来たりしますので、委員の方にはこの4ページ目、それから5ページ目を別途紙でお配りしていますので、それと後ろのページとを併せてご覧いただければと思います。

まず、法改正全般については4点ほど書いておりますが、まず1つは、最終エネルギー消費が減少している中で、なぜ今回法改正が必要なのかと。

それから、長期エネルギー需給見通しの省エネ対策の進捗がおくれている。——我々はおくれているので今回の法改正が必要だと主張しているわけですが、その原因は何なのかというご指摘。

それから、省エネ施策の効果を分野別やエネルギー源別で多角的に分析、評価していくべきじゃないかというご指摘。

それから、今回の法改正には省エネ効果が一体どれくらいあるのか、何k1くらいあるのかと、そんなご質問がありました。

これらについてまずご説明いたします。

ページ7に飛んでいただきたいと思います。最終エネルギー消費の動向というページでございます。

これは、足元の需要動向について簡単に記した資料でございます。

一番左上のほうを見ていただきますと、全体の需要を2013年度と2016年度で比較しています。単位は100万k1ですので、3億6,500万k1が3億4,400万k1に減少と、差は2,000万k1以上ございます。

右側のほうの紫で塗っているところにエネルギーミックスの2030年度の見通しということで326という数字がございます。これを見ると、足元でしっかり省エネが進んでいるじゃないかと、エネルギー需要が減っているじゃないかと、こういうご指摘であります。

しかしながら、その要因を見てみますと、先ほどの田辺委員のご説明の中でもご紹介しましたけれども、主な増減要因、赤で塗っているところをざっと見ていただければと思いますが、エネルギー多消費産業の生産活動が低調であった、これが1つあります。エネルギーミックスでは、当然経済成長を前提に考えておりますので、この見通しがこのまま進むとは限らないと我々認識しています。

また、ほかの要因についても、例えば気候の影響というのかなり大きな影響があります。これは当然この後このまま続くとは限りません。あと機器の効率化、これは車も含めて進んでいるわけですが、こういったことは、既にエネルギーミックスの中でも折り込み済みの話でありまして、我々としては、このエネルギーミックスの対策がどれくらい進んでいるかを見ながら政策を進めていく必要があると考えておりまして、エネルギー需要の動向は確かに今足元では減っていますが、それだけではなかなか楽観できないという認識でございます。

そのエネルギーミックスの対策の進捗について示した紙が、1枚飛んで9ページでございます。9ページをお開きください。

これはエネルギーミックスの省エネ対策、5,030万k1、その内訳について、それぞれどの程度進捗したかということを、モニタリングしているものでございます。

2016年度時点の進捗、毎年この委員会でご報告をしておりますが、2016年度については、今回小委員会では初めてお見せする資料だと思います。一番上のほうに876万k1とございまして、これが2016年度時点で進んだ部分でございます。進捗率でいいますと17.6%。2030年度までに5,030万k1ですので、これがもし直線的に進んでいくとすると、16年度の時点では20%以上進捗

していないといけないということに、単純計算ですが、なります。これを踏まえると、まだまだ加速が重要であると考えています。

こういったところに課題があるのかをご説明するために、番号を①番から⑤番まで打っています。まず①番は、産業や業務のところの省エネ投資であります、こういったところの進み方、それぞれパーセントが進捗率を示したのですが、まだまだ足りないと考えています。

それから②番、右下のほうの貨物輸送、旅客輸送のところに囲みがございますけれども、ここを見ますと、それぞれそれなりに進んでいるけれども、旅客と貨物と比べますと、貨物の進捗は、まだまだ加速が必要、そういう認識がございます。

それから③番、その上ですが次世代自動車の普及、これはEVやPHV、あるいはFCVはこれからということかと思っています。

それから④番は、トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上、これは家電製品等の効率向上ですが、ここはさらに新しい技術の導入が必要と思っています。

最後に⑤番は、業務部門と家庭部門に分かれてございますが、住宅や建築物の断熱を含めた省エネ化の促進、これもまだまだ必要だと。

こういったところが、エネルギーミックスの省エネ対策の中では課題ではないかと考えておりまして、今回特に赤で書いています①番と②番、ここについて法律で対応するというので、今回の法改正をお願いしたところでございます。

省エネ効果については、その下の青囲みの中の課題1、課題2の最後のところに赤い字で書いてありますが、課題1、連携省エネでございますけれども、165万k1程度。それから輸送部門のところ、荷主の定義の見直し等でございますが、85万k1程度。この程度の省エネ効果が見込めるのではないかと我々は考えてございます。

以上が、簡単ですけども、1番のところのご指摘に対する我々の認識でございます。

ページを戻っていただきまして、4ページです。

次に、連携省エネに関するご質問でございますが、1つは、まず連携省エネの取組として具体的にどんな事例が想定できるんだろうかという話。それから連携省エネ計画、これは認定制度でございますが、取り消しされるということもこの法律の中に規定がございます。これはこういった場合なのかということ。それから、連携省エネの取組を促進するには、支援策も大事じゃないか。あるいはサードパーティですね、連携省エネの当事者だけでなく、それを支援する第三者の事業者の活用も大事じゃないかと、こんなご指摘がありました。

13ページをご覧いただきたいと思います。

これは、この小委員会の中でもプレゼンテーションもあり、一部はご紹介しているかと思うん

ですけれども、例えばということでケース1、2、3のような事例があるんじゃないかと、我々ご説明をしてきたところです。

ケース1は、A社、B社とありますが、これ同業他社と思っていただければと思います。似たような工程を持っておられると。その中の例えばエネルギー多消費の工程、ここでは上工程になっていますが、ここを片方の会社を集約して効率化する。こういったものが一つ事例としてあるんじゃないか。

これは、具体的には化学プラントの例を引いているんですけれども、こういったことをやる場合、A社のほうは確かに上工程がなくなると省エネになるけれども、B社のほうは増エネになる可能性がある。これでは全体ではせっかく省エネになっているのに、適正な評価と言えないんじゃないかと。今後は、認定を取っていただければ、省エネ量を両社で分配して、両社ともにより評価が受けられるようにしたいと考えております。

ケース2は、情報共有することで、全体の省エネを図っていく事です。これは具体的にはお豆腐屋さんの例でありまして、C社が生産をする側、D社がその販売をする側です。気象情報を共有して、将来の需給予測について、この両者がしっかり共有することで、ロスを減らしていくという取組です。この場合、両方省エネになるとは思いますけれども、その省エネ量も貢献度に応じて、うまく分配することが、今回の法改正の中で可能になります。

それから最後、荷主の例を書いておりますが、これは2つの会社が開東から関西、もう一つの会社は関西から関東に荷物を運んでいる例ですが、このままだと帰り荷がないということで、なかなか積載率が上がらないわけですが、この両社が協力をして、真ん中で荷物を入れかえるということをするれば、帰り荷が確保できる。ドライバーさんの負担も少し軽くなるということで、有効ではないかと考えています。こういったことも、連携省エネの中で、これから評価をしてまいりたいと思っております。

サードパーティ等のご指摘であります。やはりこういったことを当事者だけで調整していく、これ2社の場合しか書いていませんが、複数になってくるとますます難しくなると思います。こういったことを調整する役割を担っていただける主体が大事だと思っていまして、実際、エネルギーの供給事業者さんが、そういったことをまとめておられるような事例も我々聞いております。

そういったことを、我々としても促していきたいということで、ページが飛んじゃうんですが、18ページにあるように支援策も用意しております。

18ページは、連携省エネについて、計画認定された場合に必要な設備投資に対する税制の措置ということで、法人税の30%特別償却、あるいは7%の税額控除、これは中小企業だけですが、こういったものを今回新設しました。また、省エネ補助金についてもこういう連携について、優

先的に採択をしていきたいと思っておりますが、こういったものをうまく活用し、法律の運用と合わせて振興できる仕組みをつくっていききたいと考えております。

ページを戻っていただきまして、また4ページでございますが、次に、認定管理統括事業者制度の創設でございます。これは、グループ会社全体で定期報告ができるという制度ですが、これについては2点です。

1つは一定の資本関係があるだけで、制度の活用を認めてしまっているのかというご指摘です。

それからもう一つは、この制度を使うと、定期報告が不要になってしまう子会社の特定事業者がいるわけですが、そういった事業者の取組が停滞してしまうおそれはないのかというご指摘です。

これについては14ページをごらんください。

14ページは認定管理統括事業者の認定制度の説明でございますが、冒頭のところにございますように、資本関係を要件にいたしますけれども、それとともに、一体的に省エネ取組を行っていることも確認をしていきたいと思っています。単に資本関係があるだけではだめで、ここである複数の会社が省エネ取組を一体としてできる、そういう体制ができていること、それも要件にしてまいりたいと思っています。そういった場合について、この親会社が定期報告等を一体としてやれるということでございます。

また、子会社について省エネ取組が停滞するんじゃないかというご指摘ですが、確かに定期報告等は、親会社が一体的に担うということになりますけれども、あくまでも工場等判断基準で示された、個々の事業者にお願いする取組、これについては、子会社についても引き続き、取り組んでいただくということになりますので、そこが必ずしも停滞するということにはならないと、我々としては認識をしております。

また戻っていただきまして、今度は荷主の定義でございます。

荷主については――5ページでございますが、荷主の定義の見直しについては、1つはモール事業者、それからC to Cの仲介事業者、こういったものは今回の荷主定義の見直しの中で、荷主になるのかというご質問です。

それから、新たに規制対象になる特定荷主だとか、あるいは、その荷主から定期報告の際いろんな情報提供が求められる貨物輸送事業者、特に中小のトラック事業者、こういった方々にとって、この荷主の定義の見直しによって、過剰な負担が生じないかというようなご心配。それから、荷主の省エネ取組を促進するためにも、支援策が大事じゃないかと、こんなご指摘があったところ です。

荷主については16ページに資料がございますので、そちらをごらんください。

まず、荷主について、先ほどご説明しましたように、今回は契約等で輸送の方法等を決定する事業者、これを荷主と定義するという事でございますが、今、ご質問の中にあつたモール事業者、それからC t o Cの仲介事業者については、右下、改正法というところの枠囲みの中の2つ目のポツの下に※印があります。そこに書いておりますように、貨物輸送事業者との契約がなく、輸送の方法等を決定していないモール事業者やC t o Cの仲介事業者は対象外であります。

この考え方ですが、あくまでも我々は貨物輸送事業者との契約があつて、それを通じて省エネ努力を求めることができる事業者、これを荷主とするという考え方でありまして、直接貨物輸送事業者と契約関係がないモール事業者、あるいはC t o Cの仲介事業者に、同じような努力を求めるのは難しいと考えておりまして、今回は対象外という整理をしたところでございます。

それから、中小トラックの事業者さんの過度な負担にならないかというご心配については、我々はしっかり留意をしていきたいと思っております。今回、この荷主の定義を見直したことに伴つて、荷主の判断基準についても今後検討してまいりたいと思っておりますが、そういった中で、中小トラックの事業者の負担についても、しっかり配慮できるようにしてまいりたいと考えています。

それから、支援策については先ほど申し上げた、連携省エネのところで申し上げたような制度、税制の制度、これは荷主の部分についても同じように創設しておりますので、そういったところも含めて支援をしていく予定でございます。

それから、準荷主でございます。またちょっとページを戻っていただくことになって恐縮ですが、5番のところでございます。

準荷主については、そもそも準荷主というのはどういう主体で、どんな義務が課されることになるのかというご質問。それから、ネット通販を利用する消費者、これは受け手側になるわけですが、これは準荷主になるのだろうかというご質問。それから、準荷主について努力規定しか求めないのかなぜかと。準荷主については、荷主のような定期報告の制度等はございません。努力規定しか求めないのはどうしてなのかと、そんなご質問がありました。

準荷主については、17ページに資料がございます。

そもそもこの準荷主の制度ですけれども、荷主が決定した輸送方法等のもとで、到着日時等を指示できる貨物の荷受け側等の事業者、これを新たに準荷主としたところでございます。この準荷主には、我々今後ガイドライン等をつくっていききたいと思っておりますが、到着日時等が指示できるので、例えば、この絵の右側のほうに、ガイドラインの検討候補とありますが、荷受け時間や場所の適切な指示だとか、部品工場の検品結果の活用だとか、そういった努力を求めていくということになると思っています。

荷主と同様の、定期報告等の義務は設けない理由ですけれども、そこは荷主と違って、貨物輸

送事業者と直接契約がない中で、同じ努力を求めるのは難しいということで、まずは荷主さんに協力をして、できる範囲で努力をお願いすることにしたいと考えたところでございます。

それから、消費者が準荷主になるのかということですが、事業者を対象に考えておりますので、消費者は準荷主にはなりません。考え方としては、繰り返し事業として、荷物の受け手として仕事をされている中でできる努力を求めてまいりますので、個人というのは基本的には繰り返し事業としてやっているわけではありませんので、同種の義務を、あるいは取組を求めていくというのは適切ではないと考えまして、消費者は、準荷主とならないという整理でございます。

以上が、改正法についてのご指摘、それに対する我々の認識でございます。

最後に6番ということで、全般について、中小企業の省エネ取組はどう促進していくのかとか、あるいはA I、I o T、そういったもので省エネを促進していくべきではないか、——これは、また資料2でも触れたいと思います。我々は、当然これは非常に重要なことだと思っています。例えば省エネ補助金でも、このI o Tなんかを活用した、例えばエネルギーマネジメントの活用だとか、あるいは中小企業の省エネ補助金の活用をしやすいとするだとか、そういった工夫をしているところでございます。

最後、シェアリングエコノミー、これにどう対応していくのかというところです。

質疑の中でも、例えばU b e r さんのような取組、こういったものは荷主規制の中でどうなっていくのかというようなお話もありました。現行の規制の中では、これは対象にならないと考えておりますけれども、今後、そのビジネスの動向を、あるいはそのエネルギー消費だとか、そういったところは、しっかり注視をしてまいりたいと考えているというところでございます。

ちょっと長くなってしまいましたが、以上、法律の審議の状況、我々の考え方についてご説明しました。

最後に、6ページに附帯決議をつけております。

衆参両院で、それぞれ附帯決議をいただいています。ずっとお話ししてきたことに関係することが、書かれています。またご覧いただければと思いますけれども、今申し上げなかった話としては、田辺先生から、参考人質疑の中で、省エネ取組は企業価値の向上につながるとご指摘があったというご紹介をしましたが、そういったことについても、衆議院の附帯決議の5番でご指摘をいただいたところでございます。こういったことをしっかり踏まえて、これから法律の執行に当たっていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

私のところに事前にご説明に見えたときは、この3倍ぐらいご説明いただきましたので、それを猛烈なスピードでご説明いただきましたから、十分ご納得いただけたかどうかわかりませんが、後ほどまた議論でご質問等をお受けしたいと思います。ありがとうございました。

今、紹介いただきました参考人質疑での内容につきまして、補足のコメントを頂戴したいと思いますけれども、矢野委員がちょっとおくれて見えるそうですので、後ほどに回しまして、まず、田辺委員と私のほうからどんな質疑が行われたかについて、簡単ご紹介させていただくと、こうなっておりますので、じゃ、田辺さん、まずお願いします。

○田辺委員

まず、実は生まれて初めて国会に入りまして、15分説明して、3名の参考人で90分質疑応答で、物すごく実は緊張いたしました。大変真摯な議論が行われたと思いました。

私のほうでは、まずエネルギーミックスで2030年に5,030万k1省エネを実現しないといけないと。これについて、効率向上とかあるんですが、2016年に家庭部門の最終エネルギー表示が4,950万k1ですので、5,030というのは、要は今家で使っているエネルギーを全部なくさないといけないんですよというようなご説明をして、法改正だけではなくて、住宅建築も含めて、あらゆる施策で省エネをしないといけないというのは説明させていただきました。

それから、質疑の中では、私の専門である建築住宅の省エネ化についてご質問を幾つかいただきまして、特に驚いたのは、不動産のサステナビリティ・ベンチマーク、GRESBというのがあるんですけれども、あるいはESG投資についての極めて専門的なご質問をいただきまして、大変びっくりしました。ESG投資に関しては、快適で健康性が高く、省エネで環境性の高い建築物のあり方というのが求められているというふうに思います。これは、日本だけのトレンドではなくて、欧米のほうが進んでいますので、しっかり取り組んでいく必要があるのではないかと。

それから、3ページに図がありますがけれども、これまでの省エネは、例えば電力をつくって、送って、それを減らすということが省エネとして考えられていたんですけれども、資源のない日本では、やはり再生可能エネルギーをどうやってうまく使っていくかと。そうすると、例えば太陽光が余っているときはためたり、あるいは給湯器などを運転する。あるいは、ガスと電気を一緒に使うようなビル空調なども出てきていますので、スマートに電気とか熱を融通するような技術、操る技術、これはAIとかIoTを使っていくんだと思いますけれども、こういうものが新しい省エネの概念となっていくのではないかなというようなお話をいたしました。

極めて専門的で真摯な議論が行われることに、私は非常にびっくりしまして、緊張もしましたが、いい勉強をさせていただきました。どうもありがとうございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

初めてで緊張されたと思いますが、田辺先生なら大丈夫だろうということで、自信を持って事務局からご推薦をいただいたそうでございますので、安心して議員さんにお答えいただいたんだと思っております。

私のほうでございますけれども、私は何回か行っているんですけども、今回は朝の9時から昼の12時まで拘束されました。こんなに長くいると思わなくて、大変それなりに緊張もありましたけれども、興味深く聞かせていただきました。

私のほうから幾つかお話しいたしましたけれども、よく申し上げるんですが、冒頭、新エネと再エネと省エネというのはセットで出てくるんですけども、再エネが私自身うらやましいなと思うのは、あれは足し算でございますから、常につくったものの全部数字として足し合わせていけば答えが出るんですが、省エネは引き算ですから、どこから引いたかが問題なんで、このどこから引くかというレベルが、実は明確ではない。これが、実は省エネの基本になるエネルギーの需要、データなんですね。きちっとそろっていないと、そのベースラインが決められないんだよということを何回も申し上げたんですが、それが実はAIとかIoTという技術が進んでくると、従来とは格段の省力化で、そういうデータが集積できるという、こういう社会がすぐ目の前に開けてきていますから、今まで言うはやすくしてなかなか実行できなかった、需要実態の把握というものが、こういう新しい技術によって導入できるんじゃないか、そういういわゆるビッグデータと申しますか、そこからいろんな解析ができるだろうと。最終的には、個人個人にまで最適なソリューションといいますか、解決策を示すような時代がやってくるだろうという話を申し上げたわけであります。

審議の中では補足しませんでしたでしたが、これはただ1点問題がございまして、個人情報にかかわる問題が出てまいりますので、きょうご欠席でございますが、江崎委員のご専門でございます。いらっしゃれば、きょうちょっとお話を伺いたかったのですが、また改めて伺いたいと思います。

一方でそういった問題もございますので、周辺環境は必ずしも完全には整っておりませんから、これは省エネ委員会だけの役割ではなくて、もっと広い立場からご議論いただかなきゃいけないテーマだと思いますので、いずれにしても、そういう技術が入ってくると、これからはいろんな可能性が出てくるんじゃないかということが1つでございます。

もう一点は、法改正の中で企業連携を一つの柱にしておったわけでございますが、これは議員の先生方、みんな大変ご感心が深かったようでございますが、これもまた言うがやすくして実行

は難しい。今、確かに幾つか事例が出つつありますけれども、これ、一般化していこうとすると、企業同士だけで必ずしもはできなくて、そこにコーディネーターといいますか、専門の中継ぎをするような役割、今までにないようなビジネスになるかもしれませんが、そういうお立場の方が入って、関係を取り持っていて、企業連携をしながらエネルギー消費を最適化していくと。こういうふうな流れになろうかと思いますが、必ずしも、こういうコーディネーターが育っていない。とすると、現状の中では、既存のエネルギー事業者さんたちに相当な支援とかサポートいただかなきゃいけないだろうと思います。

これも、これ以上はご説明は衆議院ではしませんでした、ドイツに参りますとドイツでもそういうふうな活動がされておりまして、いろんな異業種が集まって、その省エネの議論をするという場面を、非常にたくさんドイツ国中に運営していこうとしておるようでございますが、そのときに、やはり中核となる事業者さんは、エネルギー事業者さんが非常に多いと伺っておりますので、そういった意味からも新しいビジネスモデルになるかもしれませんが、そんなふうな対応も必要だろう。ということを考えますと、日本の場合にはサードパーティという位置づけをしております、これが一つのソリューションの可能性はあるかと思います。

今、サードパーティの中にはエネルギー事業者さんだけでなく、いろんな立場の人にご参加いただくような可能性を示して提案はしておりますけれども、これをいかに現実化していくのかということが、企業間連携といったことを考えたときに、非常に重要なポイントになるんじゃないかならうかと思います。

そのほか、幾つ、本当に今田辺先生からお話がありましたように、非常に議員の先生方から微に入り細に入りといったご議論もありまして、何回か出ましたけれども、今回は非常に充実した議論ができたことは確かでありました。流通にかかわる問題が今回一つの大きなテーマでしたので、後ほど矢野先生がいらっしゃいましたら、矢野先生の議論のやりとりもご紹介していただきたいと思います。11時ごろになるというふうにお伺いしておりますので、ちょっと議論の途中で先生がお見えになったら、議論を遮って先生からお話を頂戴することになるかもしれませんが、あらかじめご承知おき願いたいと思います。

以上です。

それでは、事務局からご説明いただいた内容、あるいは私どもが今補足した内容につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。いつものように札を立てていただきましたら、順に私のほうから指名させていただきます。

豊田委員、お願いします。

○豊田委員

ご説明ありがとうございます。

質問です。まさに、中上委員長がお話しされた、このシェアリングエコノミーは、省エネという観点からどう見えるのかと。少なくとも、例えば、自動車の機器の販売は減るかもしれないけれども、機器の利用率は上がって、エネルギー消費はふえるかもしれないという議論がありますよね、プラマイで。この辺は、今回の国会の審議の中であったかどうか分からないんですが、今、どういうふうにお捉えになっているのか、事務局を含めてご教示いただければと思います。よろしくをお願いします。

○中上委員長

シェアリングエコノミーと言いますが、いろんなケースがございまして、私は質疑の中でご説明しましたのは、車の例と、それから部屋貸しですか、宿泊、民泊です。こういった場合に、明らかに家庭におけるエネルギー消費は、民泊に貸すとふえるわけですね。多分、今まであいていた部屋を使うわけですから。

そこで消費したエネルギーがどこにカウントするかというと、恐らく計量は家庭でやりますから、家庭のエネルギー使用が見かけふえたことになって、だけど実際に、じゃあどこを代替しているかということ、宿泊業を代替しているわけですから、そっちとの比較でふえた、減ったということをやらなきゃいけないので、これが大変難しい。これは恐らく I o T でも入ってこないことには、生半可な推計ではつかまえ切れないと思います。だからご心配の向きはあるので、そこはふえるケースもあるかもしれないけれども減るケースもある。

同じような議論を、これ全く違う例ですが昔議論しましたが、コンビニが出てきましたけれども、猛烈な勢いで出店されて、何万店を超える店があるわけですが、これは、明らかに新規出店ですから見かけすごくふえているわけですが、それによって代替された商店がどうなっているかというのは全然押さえていないものですから、ふえたことしか評価のしようがなく、いまだにちゃんとした評価を仕切れていないですけれども、随所にそういった問題が、このシェアリングケースが出てくると思います。車も同じだと思いますので、これからもう少し、私自身も勉強させてもらいたいと思いますが、多分、今のところはそれ以上の答えが出せない。

事務局から何かありますか。

○吉田省エネルギー課長

まだ十分な検討はできていないというのが、最後結論になっちゃうんですけれども、質疑の中で具体的にありましたのは、例えば、車の例で言いますと、U b e r みたいな例ですね。個人の車を束ねて仲介をするという業者もおられるわけですが、こういった方は、旅客運送事業者とは違って、それぞれの個人の車との間に雇用関係はないわけで、車の利用の効率化とか、そういつ

たことを促すのは難しいんじゃないかということで、従来の省エネ法の規制の中では、捉えられない存在だというようなお答えはしています。

ただ、これが今後、どうなっていくかはわかりませんが、全体のエネルギーの消費に大きな影響を与えてくるだとか、そういった方にも一定の努力を求められる可能性がでてくるだとか、そういった事情変更があれば、当然省エネ法の中でも、考えていかなきゃいけないと認識をしています。

それから、さっき中上委員長からもありましたけれども、そもそもシェアリングエコノミー自体が省エネになるのか、増エネになるのか、いろんな要因があると思ってまして、増えるところもあると思います。減るところもあると思います。今回の委員会全体を通じて、AI、IoTを使う時代で省エネがどうなっていくのかという指摘は、たびたび受けましたので、我々としても分析や調査を進めていきたいと考えております。

○中上委員長

ありがとうございます。

それでは、塩路委員。

○塩路委員

ありがとうございます。

今回の法改正の主要事項である、連携省エネルギーについて、考え方は非常に合理的だし、実際にシステム全体の省エネを進めていくという効果は、上がるんじゃないかなと思っており、評価していますが、実際の運用はなかなか難しいと思います。例えば、私の関係しているところでは、共同輸配送を普及させるときに、総論的にはいいんですけども、實際上、事業者間でなかなかうまくいかないという例は幾つもあると思います。

今回の連携省エネルギー、その効果というのですか、それを分配可能というふうにされていて、13ページでお豆腐屋さんの例を説明されていたと思いますけれども、この具体的なイメージというのを、事業者の方々に周知徹底することがすごく大事じゃないかなと思っています。それを、こういうある程度具体的とはいえちょっとイメージで書かれている部分もあると思うので、人的とか物的、リソースの省力化が図られるということがまずあって、それで全体に省エネが進行するということになるでしょう。定量的な例示というんですか、わかりやすい、そういった分配したときの効果の見積もりであるとか、それを分配するときに、どこがどれだけ犠牲になっているという言い方はちょっとおかしいんですけども、いいところもあるし、悪いところもあるというか、そういうところをなるべく定量的に例示していくということも、わかりやすくすることの1つかなと思います。その辺の検討がどこまで進んでいるかなというのがちょっとよくわからな

くて。

これはケース・バイ・ケースなので、もちろんすごく難しいんだと思うので、ある程度最初はいろいろ相談しながら、それを前例として普及していくという筋道が重要でしょう。フレキシブルに対応していくということが大事じゃないかなと思っているんですけども。その辺をちょっとしっかりお願いしたいなと思っています。

特に今、中上先生のほうから足し算・引き算の話がありましたけれども、なかなか実際のところは進行のそのスピードも違うということで、我々の言葉で言うと効果の上がる時定数が違うわけですね。それが複合していくと、線形に扱えなくて非線形効果というか、相関が輻輳していくような、そういうややこしい話になってきて、もう何かあと訳が分からなくなるという、そういうものが実際じゃないかなと思います。それを全体に見ると線形で扱えて何もおかしくないんですけども、詳細にどうしたらいいかということを検討するときには、必ずそういう問題が生じると思うので、そこらあたりをうまく進めていくというか、実施できるようにお願いしたいなということです。

○中上委員長

ありがとうございました。

事務局のほうでベストプラクティスみたいな、そういう情報の発信の仕方というのはあるんでしょうか。

○吉田省エネルギー課長

ご指摘ありがとうございます。

そういう方向で我々もやっていきたいと思っています。

具体的に、企業さんのほうから連携計画の認定申請が出てくる、たくさん出てくるようにするには、まず幾つか、今回はケース1、2、3ということでさっきご説明しましたがけれども、こういったケースにこだわらずに、典型的な事例についてどういう計算方法になるのか、我々のほうから示していく必要があると思っています。実際、これから政省令、あるいは告示等、手引きみたいなものも含めて考えていかないといけないと思いますが、そういった中でわかりやすい例を考えていきたいと。

それから、こういうのは事例がたくさん積み重なってくると、また新しい課題が出てくると思いますので、そういったことにも柔軟に対応できるようにやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

○塩路委員

問い合わせが多いと思うので、省力化にならないとは思いますが、よろしくお願いま

す。

○中上委員長

事務局、頑張ってください。

それでは、佐藤さん。

○佐藤委員

ありがとうございます。

法改正で新しく荷主の定義が見直しされて、それが盛り込まれて大変よかったと思います。また、新たに準荷主ということでの位置づけができたこともよかったと思います。

しかし、先ほどのご説明で準荷主に消費者は含めないということでしたけれども、私ども消費者の期待といいますのは、ある程度の痛みをもってしても省エネを実現するために、再配達を避けていこうというのが私たちの意図するところでした。それで、今の輸送、宅配料金の値上げ状況を見ていますと、サービスの質はそのままにして、全体の料金を上げるということが行われているように思います。そうするのが消費者の意図するところというか希望ではなくて、再配達を避ける、極力再配達をしないように行動変容する消費者に対して、特典をつけてもらうというような、そういう考えで料金を工夫していただきたいと思います。

○中上委員長

この辺の議論についてはどうでしょうか。

○吉田省エネルギー課長

今回の荷主の定義の見直しは、そもそもこの再配達の問題というのが大きなテーマだと思っています。当然この法改正をやって、再配達の削減というところにも効果が出てくる必要があると思っています。

具体的には、配達方法について、受け取り方法の多様化だとかが、大事じゃないかと我々としても考えていまして、今回、荷主の定義の見直しに伴って、荷主の判断基準、荷主の皆さんにお願いする事項、これについて改正を検討していきたいと思います。業界の皆さんともよく話し合っていて考えていきたいと思っています。

今、特典をつけること等ご提案ございました。それは多分事業者のお考えもそれぞれにあると思いますので、どういったところであればできるのか、よい着地点を議論の中で考えていきたいと思っています。

○中上委員長

じゃ、飛原委員。

○飛原委員

飛原でございます。

衆議院と参議院での附帯決議を見てみますと、熱エネルギーの効率化、熱エネルギーの使用の効率化というのが両方に出ておりまして、熱利用の大きさというのが認識されているかなというふうに思います。

熱利用の効率化はやはり着実にやっていかなくちゃいけないと思っておりますので、今回の連携省エネで、かなりそのあたりが推進できるかと思いますが、それだけで十分と思っているのかということをお聞きしたい。あるいは、それ一層の何らかの別途の対策が要るのかという、どのような認識を持っておられるか教えてください。

○吉田省エネルギー課長

熱については、附帯決議にもあらわれていると思うんですが、審議の中で、あるいはその他のところでも、さまざまなご指摘をいただきました。資料の説明の中で時間の関係で飛ばしてしまったんですが、例えば11ページをごらんいただきたいと思います。

この省エネ対策の進捗状況というものを、もう少し多角的に分析すべきじゃないかと。いつも我々、さっきご説明の中でお話しした、9ページのような部門別の進捗状況を見ているんですが、今11ページの中では、左側に電力とか熱とか動力とかございます。こういったエネルギー源別というのが正しいかどうか分かりませんが、それぞれどのぐらい進捗しているのかと、そんな分析もいたしました。

これをざっと見ていただきますと、合計のところだけ見ていただければと思うんですが、右端です。進捗率を見ると、例えば熱のところというのは余り進んでいないのかなというところもあって、ここについての加速が必要だと。まずここは認識としても大事なところかなと思っております。

それで、今回の法改正の中では連携ということで、熱を片方で使い切れなかったものをもう一回片方で使うということで、ここは進めていくべき部分かなと思って、今回先行的に取り組んでいます。熱については、まだまだやらなきゃいけないことがあると思っています。

例えば、コージェネレーションももちろんもっと必要だと思いますし、あとヒートポンプなんかも、最近NEDOの技術開発でも、さらに高い温度のところで活用できるようなものの開発が進められていますが、そういったものも含めて、さらに余剰熱をうまく使っていくような仕組みというのは、技術開発も含めて、単に補助金だとかだけじゃなくて、新しいものの開発も含めて、これから取り組んでいく必要があると認識しております。

○中上委員長

飛原先生は何か、いいアイデアございませんか。

ありがとうございました。

ほかにごいませんでしょうか。

もう一つ議題がございますので、そちらに進ませていただいて、また、次の場所があったら後でお伺いしたいと思います。

それでは、次に、議題2に入りたいと思います。いいですね。

説明し忘れたことがあるそうです。

○吉田省エネルギー課長

さっき資料の1の説明で1つ飛ばしたページが、ほかにもたくさん飛ばしているんですけども、すみません、1ページだけご説明させてください。

19ページをごらんいただきたいと思います。7. 今後のスケジュールというところです。

6月13日に法律が公布されているわけですが、この後、施行してまいります。簡単にこの後のスケジュールのイメージをご説明したいと思います。これは現時点の我々の予定です。今後変更する可能性、作業の進捗によってあり得ますけれども、現時点ではこういうふうを考えているということです。

まず、施行日ですけれども、公布から6月を超えない範囲ということになっていますので、秋ぐらいと考えています。

そこが来ると、まず連携省エネの認定制度、それから認定管理統括事業者の認定制度、この2つについては認定をすることができます。既に申請は、その前に準備行為ということで先に申請することが認められていますが、認定はこの後できると。その認定を受けて、具体的に、じゃあ定期報告でどこで反映されるのかですけれども、来年の6月あるいは7月に、それぞれ荷主、運輸、それから工場等について報告がありますから、その段階から、今の連携だとか、あるいは認定管理統括事業者制度の活用と、こういったことができるようになるということでございます。

それから、中長期計画の提出頻度の軽減についても、施行日以降になりますけれども、中長期計画の提出時期に、優良事業者さんについては提出頻度が軽減されることになります。

ちょっとややこしいのが荷主のところでありまして、荷主の定義の見直し、あるいは準荷主の制度の創設に関しては、まず定義を変更したということで、新たに荷主になる方がおられるわけですが、その定義自体は当然ながら施行と同時に変わると。それから準荷主の努力規定についても、この秋からスタートするということでございますが、ただし、この新しく荷主になる方で特定荷主、規模が大きい方ですね。特定荷主になる方は、まず国に自分の輸送量を届け出ていただく必要があるわけですが、その届け出の規定については一定の猶予が必要だと思っています。

まず、輸送量を把握するのには1年間かかりますので、そういったところについて余裕を見て、

新しく今回の定義の変更によって荷主になる方の中で、特定荷主の規模を持っておられる方の届け出については、この右の一番端っこのピンク色で書いてあるところですけども、2020年4月、これを予定しております。新しく今回の定義の変更で、荷主になる方が届け出をしてくるというのは2020年、その定期報告が出てくるのはその年の6月と、こういったところで、予定をさせていただきます。

○中上委員長

ありがとうございました。

皆さんにご議論いただいた結果、こういうスケジュールで施行されていくようでございますので、ご参考をお願いしたいと思います。

それでは、ちょうど矢野委員がお見えになりましたので、駆けつけで申しわけありませんが、衆議院のときの議論を補足していただきたいと思います。お願いします。

○矢野委員

参考人ということで、私については基本的には物流に関してということで、非常に物流に関する議論も多く出されました。

基本的に省エネ法において、物流に対してどういう形で今まで取り組んできたか、そしてそれをどうように評価しているかと、こういう議論が1つありました。省エネ法においては、物流事業者だけではなくて、発荷主ということを巻き込んでいるので、そういう意味で評価は高いと。さらに今回は、着荷主さらにはB to Cと、こういうことについて、さらに対象とするという意味で、非常に省エネ法の今の方向性というのが、いいんではないかと、こういう形で答えさせていただきました。

実際に、宅配便の再配達等も含めて、いろいろどうしたらいいのかと、この辺すぐにこれだという施策はないけれども、しかし、こういう省エネ法、こういう形で改正して、ある意味では後押しをしていくことによって、いろんな施策を柔軟に各事業者が対応していくと、そういう意味での方向性という意味でも非常にいいんではないかと。こういうことが中心に、そのときには質疑があったというふうに思います。

以上です。

○中上委員長

どうもありがとうございました。

(2) 省エネ施策の進捗状況と今後の課題について

○中上委員長

それでは、議題2の省エネ施策の進捗状況と今後の課題につきまして、事務局より説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○吉田省エネルギー課長

それでは、資料2、省エネ施策の進捗状況と今後の課題という紙をごらんいただきたいと思います。

例年この時期に、小委員会を開いていただいたときに、我々がこの1年間ぐらいでどういう仕事をしてきて、また課題としてどういうことを認識しているのかということ、全般にわたってご説明をしているものでございます。

まず、1ページのところに、これからご説明する内容を、目次のように書かせていただいております。部門別に、横軸に部門別、縦軸に規制関係と支援、補助金等の支援関係ということで、マッピングをいたしました。

まず、左上でございますが、工場等の規制について3点ほどあります。

1つは、これは2年前から始めているものですが、SABCの評価制度、特定事業者さんをSABCにクラス分けをしていく制度についてでございます。

それから、工場等判断基準、これは事業者の皆さんに守っていただきということで、我々から出している告示ですが、これについて見直しを行いました。

それから、3番は産業トップランナー制度、これは10年ほど前から始めた制度でありますけれども、この進捗についてご説明します。

次に4番のところ、家庭部門のところがございますけれども、エネルギー小売事業者さんに、需要家の皆さんに対する情報提供を、この省エネ法の中でお願いしているわけですが、自由化の動向も踏まえて、事業者さんに対するガイドラインを策定しました。これについてご説明します。

あと、機器トップランナー制度についての進捗をその次にご説明します。

その後、住宅・建築物の省エネ促進ということで、1つは機器トップランナー制度と並行してできました、建材トップランナー制度の進捗について。それからZEHあるいはZEBに対する支援制度をやっていますけれども、それについてご説明します。

その後、7番で省エネ補助金の状況、それから8番で中小企業の省エネ促進ということで、省エネ診断だとか、あるいは地域に我々今拡大しておりますけれども、地域相談プラットフォームの状況、それから技術開発、最後に省エネ広報についてご説明します。

今日は、時間の関係等でご説明できませんが、その他も、灰色で塗ってありますけれども、いろいろ取組をしています。ごく簡単に最後に、予算の関係でご説明します。

全体こんな感じで、ご説明を進めてまいります。ちょっとお時間いただくことになると思いますけれども、ご容赦いただきたいと思います。

まず1番です。2ページをごらんください。

事業者クラス分け評価制度です。

これは2015年度の定期報告、その後の括弧に書いていますが、2010年度から2014年度の、5年度間の平均エネルギー消費原単位、これを評価の指標にしていますが、これに基づくクラス分けからこの制度を開始しています。この小委員会でも過去2回にわたって、このSABC評価制度の状況をご説明しました。

クラス分けの定義は変えておりません。この下を書いてあるとおりでございます。ここまで小委員会でもご説明していますので、ここでは割愛をさせていただきたいと思います。それぞれについての対応についても、書かせていただいております。

次のページをごらんください。

今回、2017年度の定期報告に基づいて、クラス分けをした結果についてご報告をいたします。

左上のところにSクラスで赤で塗ったところを注目いただければと思いますが、今回、これは2012年度から2016年度の5年度間の平均エネルギー消費原単位等に基づいて、クラス分けをした結果でございますが、Sクラスの事業者の割合は2016年度定期報告のときの状況と比べて、さらに少し減っている、Sクラスの事業者さんが減っているということです。去年もこの場でご説明したときに、15年度の定期報告のときに比べて減っていますという話はしました。減り方は、前回よりは少し緩和されているというか、前回ほどは減っていないんですけれども、また少し減ったという結果になっています。逆にBクラスは増えているということです。

この理由なんですけれども、2015年度の報告のときには、平均エネルギー消費原単位の起点が2010年度でした。16年度は起点は2011年度になり、今回は2012年度になるわけで、ちょうどその間震災が起きております。皆さん、震災後、省エネの努力をされて、かなり先取りするものも含めてやられたと。2012年度もそれがさらに続いているということで、恐らくかなり震災後大幅に省エネが進んだと。それ以降、さらに、というところがなかなか難しくなっているという状況があらわれている。その結果、Sクラスが少し減ってきているということなのかなというふうに、我々なり、まだ初歩的な分析ですけれども、しているところでございます。

以上が今年度の結果です。

ちなみに、産業部門、業務部門について分けてみました。

その下ですが、2016年度、2017年度の変化を見ますと、産業部門に比べると、業務部門のほうのSクラスの減り方が大きくなっている。産業部門はむしろちょっとふえているわけですね。こ

ういったところでも少しあらわれているのかなというふうに、我々見ているところでございます。

次に、4ページをごらんください。

このSABC評価制度についての最近の取組です。

メリハリのある対応ということで、S事業者、あるいはB事業者、それぞれいろんな対応をしているところでありますが、Sクラス事業者についてはホームページでの公表、これは当初からやっています。この委員会でも、さらにメリハリをつけていく必要があるとご指摘をいただいております。17年度からは省エネ補助金において、採択の審査時に加点して、優遇するということをしています。

それから、さらにということで、Sクラス評価を継続できている事業者、ここでは仮にSSクラスと書いておりますが、そういった事業者さんに対する措置ということで2つほど。1つは、今年度から始める省エネ促進税制、その下に簡単に書いておりますけれども、右側のほうに写真が載っているような対象設備を導入される際に税制上の措置を講じるというものであります。

それからもう一つ、中長期計画の提出頻度の軽減。これは先ほど法改正でご説明しましたが、毎年度出さなくていいようにできましたので、Sクラス評価を継続できている事業者については、軽減の対象にしたいと思います。どこまで軽減、何年まで軽減するのかとか、そういった具体的なところは、今検討をしているところでございます。

それから、Cクラスの事業者さんに対する対応であります。ここについては今回のクラス分けから新しくやることですけれども、省エネ診断の受診、これをこういった事業者さんには要請をしたいと思っています。省エネ診断に入ってもらって、そこで省エネが進まない要因を特定して、具体的に、Cクラス事業者さんには取組をお願いしていきたいと思っています。

その下でございます。今後の取組です。

Bクラス事業者さんについては、現地調査ということで、専門家に現場に入ってもらって、いろんな分析をしていただいているんですけれども、そういった情報をもっと使っていこうということです。

2つ書いてありますが、1つはBクラス評価が連続している事業者さん、こういった方には省エネの停滞要因、それからBクラスからSクラスにランクアップした事業者さんについては好転要因というものを、この現地調査を通じて、把握し分析いたしまして、そういった情報をBクラス事業者さん等に情報提供していくといったことも新しくやっていきたいと思っています。

それから、現場の状況を見て、工場等判断基準の規定にさらに改善の余地はないのかといったところについても、これから検討したいと思っています。

あと、Aクラスの事業者さんには今のところ、特別な対応はしておりませんけれども、適切な

情報発信というのもあり得るんじゃないかと思ってまして、そういったところも、今後考えていきたいと思っています。

以上が、SABC評価制度についての最近の状況です。

次に、5ページをごらんください。

工場等判断基準でございます。

これは、川瀬委員に座長をやっていただいている、工場等判断基準ワーキンググループでの取組でございますけれども、これについては2018年4月に告示改正をしたところでございます。

具体的には冒頭のところに書いてありますように、事業者の省エネ投資を促進するために、経営層の役割が重要だという観点で、経営層の役割を、工場等判断基準の中でさらに明確化しようということで、加筆をしたものでございます。どう変わったか、ごく簡単に書いておりますけれども、旧の工場等判断基準の中にも、例えば上の紫の枠囲みのア、イ、ウとあるように、会社全体について取り組まなきゃいけない項目というのがあったわけですが、下のほうの赤で書いている責任者の配置等の中に、責任者の責務等をそれぞれ具体的に書き込んだということです。

一例だけご説明しますと、その下に責任者の責務ということで、黒のところですが、取組方針の遵守状況や現場実務の管理者からの報告等を踏まえて、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関に報告すること。こういったことを具体的に書き込ませていただきました。これに従って事業者さんには取り組んでいただきたいということでありますし、また、特定事業者さんについては毎年度、この取組状況について国に報告をいただくことになっておりまして、その報告の様式も、今回の基準改正に合わせて直していくということでございます。

以上が、工場等判断基準についての最近の取組です。

次に、6ページをごらんください。

産業トップランナー制度、別名はベンチマーク制度ですが、これについての最近の取組です。

産業トップランナー制度については、この委員会でもたびたびご報告をいたしておりますけれども、2018年度中に全産業のエネルギー消費ベースで7割をカバーするということで、今、制度の導入をいろんな業界にお願いをしているところであります。2018年4月からは、昨年の工場等判断基準ワーキンググループでの検討等に基づいて、新たに食料品スーパー業、ショッピングセンター業、貸事務所業、この左下にベンチマーク制度の対象業種の拡大という表がありますが、その下に赤で囲んだ10番、11番、12番です。こういったところに新たに導入をさせていただいたところ です。

具体的なベンチマークの中身は、次のページに少しございますが、時間の関係で説明は割愛い

たしますけれども、新しくそれぞれの業界に合ったベンチマークを導入したところであります。これで、累計で12業種16分野、エネルギー消費ベースでいうと64.5%までカバー率が上がってまいりました。

それから、個別のベンチマーク制度についても見直しを行っています。

左下の表でいうと2番の電力供給量であります、ここについては2017年度の定期報告において、初めて現在のベンチマーク制度に基づいて報告が上がっております。その内容を確認し、副生物やバイオマスを混焼するときの発電効率の算出について、課題があるという認識いたしました。

右側のほうに混焼の場合の発電効率の算出方法が書かれておりますが、その下の式を見ていただくとおわかりいただけると思うんですが、副生物等を投入した場合は、それを分母から引くことができるということにしております。この結果、非常に高い数字になってしまう例が出てくるわけでありまして、2017年度の報告の中で我々として確認をいたしております。

これについては是正が必要だということで、議論いただきまして、エネルギーミックスの中で想定している石炭等の発電効率を踏まえて、その下にありますような51%、58%、49%、そういった上限をそれぞれはめていこうということで、結論を得たところでございます。

以上が、ベンチマーク制度の最近の取組です。

次のページ、1ページ飛ばしていただいて、8ページをごらんいただきたいと思います。このベンチマーク制度について、今後、こういったことに取り組んでいきたいということについて、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、70%に向けて我々はさらに取り組んでいきます。制度が導入された12業種16分野に加えて、今後は官公庁、それから学校、大学等、こういったところを中心に、業界の皆さん等と議論しながら、対象業種の拡大を検討していきたいと思っています。

それから、このベンチマーク制度については2009年から業界の皆さんと議論を始めまして、始まっているんですけれども、10年ほどたちました。本年度までに、これは我々の目標、見通しでございまして、目標である7割カバーというのがだんだん視野に入ってきたと。そういったことを踏まえまして、一旦ここで、これまでの制度運用の実績をしっかりと我々として検証して、課題抽出、整理をしたい。今後どうこれを活用していくか。7割近くまでカバーしましたので、これも省エネ法の運用の中で大変大きな軸になってきていると思いますので、その方向性について検討を進めたいと思っております。

それから、制度が導入されない業種ももちろんたくさんあるわけでありまして、そういった事業者さんについても、例えばほかの事業者さんとの比較を通じて、自らの省エネの取組の状況が

適切に評価できるように、より省エネ努力が反映されるエネルギー消費原単位の普及を推進していきたいと思っています。

その下に表がありまして、特定事業者等が採用されているエネルギー消費原単位の分母にとっているもの、どういったものを分母にとっているかというのをざっと並べてあります。基本的に省エネ法の中でどういった原単位を使うかというのは、事業者さんのそれぞれの実態に応じて、皆さんに選んでいただくことを基本にしております。我々のほうから強制するものではありませんけれども、実際には、例えば業務部門については、延べ床面積が全事業者、ここでは5,646になっていますが、その中の約半分は延べ床面積をとっておられるということであります。

我々としては、事業者さんがやられた努力が、しっかり反映される原単位、これが採用されることがより適切であろうと考えておりまして、国のほうでそのあたりをもう少し、我々個々のデータを持っていますので、よく分析をして、事業者さんに対して、こういうとり方をするとこういう反映の仕方になりますよねといったところを情報提供して、事業者さんによりよい消費原単位の選択ができるように環境を整えていきたいと、そういった取組もやっていきたいと思っています。

それから、電力供給業のベンチマーク、先ほど上限を設定したという話をいたしましたが、これはそもそもこの制度導入時から課題になっていた話ですけれども、各事業者自身の発電効率の向上による目標達成、これが当然前提でありますけれども、単独で目標を達成できない事業者さんが、ほかの事業者との共同取組によって達成することも認めると。そのための、共同取組のスキームの具体化などについても、これから検討を進めていきたいと考えております。

以上が、産業トップランナー制度についての最近の状況、それから今後の取組でございます。

次に、9ページをごらんいただきたいと思います。

エネルギー小売事業者の省エネガイドラインです。

これは、この小委員会のワーキングではありません。別途、勉強会を開いておるんですけれども、田辺委員もご参加をいただいているところでございます。

エネルギーの小売全面自由化の環境下においても、一般消費者が適切に省エネに取り組める環境、これが重要だと思っていまして、エネルギー小売事業者さんには消費者に対する適切な情報提供をお願いしたいということで、一般消費者に対する省エネ情報提供のあり方、それから情報提供の実施状況の公表努力義務の対象の拡大、それから国への報告制度の創設、こういったことを内容とする省エネガイドラインの案をまとめていただいたところでございます。

省エネガイドラインについては、左側の下にたくさん文字が書いているところがございます。緑で塗っているようなところですね。この辺が中心になってくるわけですが、今回はこの（１）、

(2)、(3)のうちの(2)番、エネルギー供給事業者による消費者の省エネに資する情報提供のあり方、これについて議論をいただきました。

もともとこの省エネ法の中で、エネルギー小売事業者に対しては情報提供をお願いするということで指針がありまして、その中で、それぞれの需要家の過去の使用量だとか、機器の使用方法的工夫の余地だとか、あるいは同じような世帯との比較、そういったところについて情報提供を促すという仕組みがございます。それについて今回も確認をしたところでございます。

今回新しくご提案があったのは、情報提供の状況について、事業者さんに公表していただくという制度がありますが、その公表努力をお願いする事業者の対象の範囲を広げるという点。右側のほうに簡単に書いておりますが、これまでは旧一般電気事業者、それから旧一般ガス事業者のうち、電力量計の取り付け数、あるいはガスメーターの取り付け数が100万を超える大規模な事業者さんについて公表の努力をお願いしてまいりましたが、自由化ということで、これからは新規の参入者の方も含めて、こういう情報提供を広げていきたいという観点から、小売電気事業者、ガス小売事業者、それから液化石油ガス販売事業者の中で、30万件を超える方、そういった方に公表努力義務にもお願いするということで、今回まとめていただきました。

それから、国への報告のほうでございますが、次の10ページでございます。

これは、省エネ法の特定事業者の方に毎年定期報告をお願いしていますが、その中の様式で、さっき簡単に申し上げました情報提供の中身ですね。字が小さくて読めないかもしれませんが、それぞれ(1)から(5)まで、例えば(1)のところは、一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報の提供と書いてあるんですね。それは提供しているか、していないか、あるいはどんな形で提供しているかといったところを、それぞれチェックするような形になっています。こういった形で、国のほうに報告をいただく。特定事業者さんしかこの様式は使えませんが、ほかの方もぜひお願いしたいということ、任意でも提出できるようにしていきたいと思っております。

そういった形で、我々のほうで情報を得まして、その結果を10ページ右側に書いておりますように、エネルギー庁のホームページの中でも、こういった方はこういったところで公表しているよというようなところも、あわせて公表していったら、事業者さんの取組について、我々としても広報していきたいと考えております。

あと、今後の取組ですけれども、ページ戻っていただくことになりますけれども、9ページの中ほどに書いております。

今年度もこの小売事業者の省エネガイドラインの検討会、続けていきたいと思っております。今年度、さらにガイドラインの内容の充実を目指して海外の状況についてさらに情報収集、あるい

は分析をやっていききたいと思いますし、また、具体的に情報提供の取組をやっていただくことの効果、こういったことも我々としては評価をしていきたい。測定方法をどういうふうにするべきかということもまだよくわかりませんが、そういったことについても検討していきたいと思っています。

続いて11ページをごらんください。

機器トップランナー制度についてでございます。

これは、塩路委員が座長の、国交省と合同の委員会で審議されたことでございますが、機器トップランナー制度の重量車について、新しい燃費基準を策定いたしました。平成30年度中に告示改正を予定しております。重量車、トラックとかバスですね、それについての新しい基準です。

まず、前の基準、2015年度を目標年度とする基準については、全社が達成したところであります。2002年比で11.3%燃費が改善しています。今回、先ほど申し上げた塩路委員が座長をされているこのワーキンググループ、国交省との合同の委員会で審議をいただきまして、2025年度の目標年度とする新しい燃費基準、今の15年の燃費基準比で13.5%さらに燃費がアップするというものでございますが、これを取りまとめていただきました。

重量車については、なかなか測定が難しいんですが、今回いろいろご協力をいただいて、新たに空気抵抗、それから転がり抵抗とか、そういったところも燃費の算定に反映できるようにする測定方法を導入いたしまして、こういったところの技術向上も加味できるように、仕組みを改めたところでございます。

次、12ページをごらんください。

今後の取組です。

下に表がありまして、様々な機器がトップランナー制度の対象になっておりますけれども、エネルギーの消費量だとか、エネルギー消費効率の改善の余地なんかを考えて、既に基準が目標年度を迎えてしまっているものについては、優先順位をつけて、これから新しい基準の設定について、業界の皆さんともよく話し合っていきたいと思っています。

具体的にはこの赤で塗っているところですね。こういったところについては、次期基準の審議開始、あるいは開始予定ということです。例えば、一番上のところに乗用車がございますが、これは2020年度が目標年度ということで、まだ目標年度来ていませんけれども、次期の基準について検討する場が3月に立ち上がっているところでございます。

あと、赤で塗っているところはエアコン、テレビ、電子計算機、磁気ディスク、それから右にいましてガス・石油の温水器、ルーティング機器、スイッチング機器、それからヒートポンプ、給湯器等でございます。それぞれ準備状況はそれぞれ違いますけれども、これらについて、業界の

皆さんとよく議論をして、準備ができたものから順次ワーキンググループの審議を開始し、新しい基準をつくっていきたいと考えています。

また、なかなかこのエネルギー消費性能のさらなる向上は難しいというところも機器によってはございます。そういったものについては、緑の枠の最後に書いていますけれども、I o Tの活用など新たな省エネ技術が反映できるような評価の仕組みもあわせて、これもまた業界の皆さんともよく議論していく必要がありますけれども、検討していきたいと思っています。

次に、13ページをごらんください。

今後の取組の2つ目ですが、メリハリのある制度の運用が大事だと思っています。先ほど工場等の規制のほうでS A B C評価制度の話をしましたけれども、メリハリが大事だと思っています。

各機器のエネルギー消費性能の向上は進んでいるんですが、例えば、目標年度に基準未達の事業者が目標達成までに要する年数、これは従来であれば1年、あるいは2年経過したところで、遅れた事業者さんも達成するという状況だったんですが、最近の状況を見ているとその年数が延びている。2年たっても3年たっても、なかなか達成できないという企業さんがおられるということで、しっかりと達成いただいた企業さんとの関係で、余りよろしくない状況にあるかなと思っています。制度を効果的なものにしていくためには、やはりメリハリのある対応は重要かなと思っています。

新しい話じゃないんですが、今でも勧告制度というのがございまして、基準に照らして相当程度の改善が必要と認められる事業者さんについては、勧告・公表等の措置がこの法律の中では認められております。今までこの勧告制度が適用された例はありませんし、厳しい措置でありますから、これからも当然慎重に運用していくことになりますけれども、ここに書かせていただいたような状況が本当に認められて、努力されるというところがなかなかないということであれば、我々としては勧告も含めてやっていく必要があると思いますし、またそちらだけでなく、その下に統一省エネラベルというのがありますが、しっかりできている、達成されている方については、積極的に公表していく必要があると思っています。

今でもこの統一省エネラベルの対象になっている機器については、これは機器ごとになりますけれども、それぞれの達成の状況を表示するという制度がありますし、こういったことだけでなく、早期達成している方について、さらにそれを促していけるような、そんな仕組みについてもこれから考えていきたいと考えています。

それから14ページ、ごらんください。

住宅・建築物の省エネの促進であります。

まず、ゼロ・エネルギー・ハウス、Z E Hについてであります。2020年度までに、新築の注

戸建て住宅の約半数をZEHにするというのが当面の目標です。実績ですが、2017年度の段階で約4.2万戸がZEHになったということであります。全体の22.9%まで来ました。2016年度比では、戸数でいうと8,000戸増えているということで、まずは着実に進んでいるのかなという認識ですが、ZEHについては、2030年度にはこの注文戸建てだけでなく、建売戸建ても集合住宅も含めた全体の平均をZEHにしていくというのが我々の目標ですので、これをさらに強化していく必要があると。戸建て住宅についてもZEH化を強化する必要がありますし、また集合住宅という、昨年度までやってこなかった分野についても、取組が必要だということで、それぞれ対応しております。

戸建て住宅のZEH化については、太陽光発電の自家消費率を引き上げて、FITに過度に依存しなくても自立してやっていける、ZEH+というものを新たに定義いたしまして、これについても進めていきたいということが1つ。

それから、都市部については、屋根面積の確保が難しいということで、なかなか太陽光つきのZEHができないというところもあります。そういったところでも省エネ性能を上げることが大事ですので、ZEHの断熱性能と省エネ基準比20%、この達成だけを求める、ZEH Orientedという新しい定義もつくりまして、これも進めていきます。あと、建売住宅についても、平成30年度から新たに支援策を措置いたしました。こういったことも含めて、ZEHについてさらに幅広く支援をしていきたいと思っております。

それから、集合住宅についても新たな取組をしております。ZEH-Mと書いておりますが、マンションについて、右下、説明は割愛させていただきますが、それぞれ定義をいたしまして、集合住宅についてのZEHについても、これから進められる状況になっております。

次のページに、どう広がったかというのをイメージとして書かせていただいております。

15ページですが、戸建てと集合住宅が大きく2つございしますが、従来は注文戸建て住宅、灰色で塗ったところですね。ここを対象に我々は支援策をやったり、あるいはロードマップをつくってございましたけれども、それをさらに広げて、従来のZEHではなかなか難しくなってきたところについてもZEH+ということで、FITに必ずしも依存しなくても、ZEHが成立するようなところを目指して、新しいカテゴリーをつくりましたし、建て売りのところも伸ばしたと。さらに集合住宅全体についても、定義をつくり、支援をしていく体制になっておりまして、ロードマップについては、ZEHロードマップフォローアップ委員会のほうでご議論をいただいたところでございます。

それから、16ページですが、ZEHについては経産省だけでなく、国交省さん、環境省さん、この3省がしっかり連携して、一体的にやっていくんだということで、今年から本格的に動いて

おります。

その下に、それぞれZ E Hに対する支援策がございます。それぞれ役割分担をしながら、Z E H化を広げていきたいと思っています。パンフレットも、この右側がございますけれども、3省共同でつくっているところでございます。

17ページをごらんください。

Z E Bについての取組です。

Z E Bについては、まずガイドラインをつくる。設計ガイドラインということで、どうやればZ E Bがつくれるか、設計できるかといったところを、用途別に実証事業で得た情報を使いながら、ガイドラインをまとめて公表する事業をずっとやっております。今、事務所、老人福祉ホーム、スーパーマーケット、病院、こういったところについて策定、公表をしてきたところで、多くの会社さんにダウンロードいただいて、Z E Bの設計手法の普及を進めてきたところでございます。下のほうに今後の取組がございますけれども、今申し上げたガイドラインについては、もう少し広げていきたいと思っていまして、学校やホテルの設計ガイドラインの検討もこれから進めていきたいと思っています。また、これまで主な対象の範囲に入っていなかった、延べ床面積で3万平米以上のさらに大きな建物、これはさらにZ E Bが難しくなりますが、こういったものとか、あとは既存の建築物、新築だけじゃなくて既存の建築物にも焦点を当てて、Z E Bのあり方について、今後検討していきたいと考えております。

次のページ、18ページはZ E Bの定義、それから右側のほうはこれまでの実証事業、さっきのガイドラインをつくるデータをとるために、実証事業をやっています。これは環境省さんと一緒に、役割分担をしてやらせていただいておりますけれども、こういった採択状況にあるということでございます。

次、19ページは、建材トップランナー制度の状況です。

過去の法改正で、機器トップランナーと並んで、建材トップランナー制度を新たに導入いたしました。2013年12月に、断熱材、それからサッシ、複層ガラスについて対象にいたしました。これは出荷割合が大きいものから順番にやっという事で対象にしたわけですが、出荷割合が次に多い硬質ウレタンフォーム、これについても基準の策定を検討いたしました。

まずは現場吹きつけ品について検討いたしました。これは現場で作業工程がございますので、従来の建材トップランナーのような、メーカーさんから出荷されるものと若干性格が異なるということで、今回はガイドラインという形にいたしましたけれども、性能目標も規定させていただきました。

今後の取組ですが、同じ硬質ウレタンフォームの中に、ボード品というものもございます。こ

れについては、今年度、ワーキングの中で制度の対象にすることを検討していきたいと思っています。

次、20ページでございます。

省エネ補助金であります。これについては、13年度から16年度までの実績の省エネ量は151万キロリットルまで積み上がっております。2017年度は今集計中です。

17年度の実績でございますが、工場・事業場単位に加えて、申請が簡易な設備単位での申請も受け付けるなど、中小企業さんに配慮をさらにしていく方針でやっております。その結果、中小企業さんの採択割合、これは右側のほうにちょっと小さい字で恐縮ですけれども、工場・事業場単位で55.5%、設備単位では67.0%と、件数ベースですが、そこまで上がっております。

また、バルクリースもしっかり活用していきたいと、こういったところも、また中小企業さんによる活用につながっていくんじゃないかということで、今年度からバルクリースについても、ばらばらではなくて一括で申請できるようにしたところでございます。

さらに、先ほど法改正のところでご説明しました複数事業者の連携がさらに促進できるように、またエネルギーミックスの省エネ対策、これは毎年進捗を我々は見えておりますが、その進捗がおくれているような設備、こういったものでうまく活用できるように、仕組みについては、さらにこれからも検討していきたいと考えております。

駆け足で恐縮ですが、次21ページです。

中小企業の省エネ促進ということで、省エネ診断、それから省エネ相談地域プラットフォームについて書かせていただいております。

省エネ診断については、毎年600件から700件ほど、事例を積み重ねておりますけれども、その事例の結果を使って、さらに横展開というか、広報をやっていくということもあわせてやっております。今回は650件ほどさらに追加で事例を掲載いたしました。

また、検索機能も強化をするということで、横展開を強化しております。大体4万件近く、閲覧をいただいていると聞いております。

それから、プラットフォームについては全国に展開するというところでこれまで取組を進めてまいりましたが、今年度46都道府県の、複数の事業者さんがおられるところもありますけれども、プラットフォームを支援するということまでまいりました。1県足りないように見えますけれども、ここについては過去に支援したプラットフォームが引き続き活動していますので、全国展開というのはできたと考えているところでございます。

今後の取組のところに書かせていただきましたが、このプラットフォームが自立化していく必要があると。自立化の仕組みも、やり方も、それぞれ業態を見ていただきますと様々な方がおら

れますので、それぞれ違うと思います。それぞれ、我々のほうでよく見させていただいて、それぞれの自立化のあり方ということをこれから考えていきたいと思っています。

次、22ページです。

技術開発については、NEDOの戦略的省エネ技術革新プログラムというものがございます。

これは、比較的実用化に近い技術について、提案公募で毎年採択をしておるものでございますが、2017年の公募から、テーマ設定型事業者連携スキームというのを新たに新設いたしました。これは業界の共通課題を解決するということで、複数の事業者さんが連携してやっていくと。こういったテーマに取り組むものでございまして、補助額の上限も引き上げることで、こういったところの取組を強化していきたいと思っています。

2つほど、2017年度の採択テーマを、その下にご参考で書かせていただきました。電力、それからガスの分野で、それぞれ横断的に取り組まなければいけない課題に、それぞれこの事業が採択されているところでございます。

一番下に今後の取組がありますが、エネルギー基本計画、これが新しくなりました。今、省エネルギー技術戦略2016というものを我々は持っておりまして、今申し上げたNEDOの事業を運用するに当たっての指針にしているわけですが、これを改定いたします。エネルギー基本計画を踏まえながら、2030年までに実現する技術に加えて、それ以降の技術開発も踏まえた、新しい戦略に改定していくということで、今後作業を進めてまいります。

最後、24ページ、25ページですが、省エネ広報について簡単にご説明します。

24ページのENEX展、1月、2月にございますけれども、ここにエネ庁のブースを出展しています。

それから、大手家電情報サイトにバナーを出しまして、我々の省エネ統一ラベルの、さっきもちょっと出てまいりましたが、広報もやっています。

また、次のページは、ちょっと変わったものということで2つほど書いていますが、「オレンジページ」、これは生活情報誌ですね。ここと連携いたしまして、省エネのアイデアを出してこうと。なかなか省エネだけでは関心が引けないところがありますので、皆さんの関心がある分野とうまくタイアップして情報発信していくということで、新たな取組としてやっているものでございます。

ここでは、左側は「オレンジページ」ですね。そことの連携、それから右側のほうはファッションショーとうまく連携をして、省エネの広報をやっているというご紹介でございます。ちなみにこの「オレンジページ」との連携については、この真ん中に出てきますけれども、省エネアイデア講座のほうには、山川委員にもご協力をいただいたということでございます。どうもありが

とうございます。

最後のページには予算をつけております。

出てきた話がほとんどでございますが、例えば今日ご紹介し切れなかったところでは、右下のところにトラック・船舶等の運輸部門における省エネ対策事業費補助金というのがございます。

これは国交省さんとも連携しながら、トラックだとか船舶の省エネの実証、あるいは技術開発を進めているところでございます。こういったことも含めて、今後とも省エネにしっかり取り組んでまいりたいと思います。

すみません、ちょっと駆け足となりましたけれども、以上がこの1年の成果と、それから今後の課題でございます。ありがとうございました。

○中上委員長

ありがとうございました。

やはり年に1回じゃ、とても説明し切れないという感じがいたしますが。この後の取り扱いについては、また事務局にお任せいたします。

多種多様な施策が検討されているようでございますが、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

天野委員。

○天野委員

ありがとうございます。

18ページのZEBの促進ということで、1つ教えていただきたいのですが、件数は少ないかもしれないのですが、官公庁や自治体でこのZEBの促進など、その辺の情報はどうなっているか、教えていただければと思います。

○吉田省エネルギー課長

先ほど18ページのご説明のところで申し上げたんですけれども、ZEBの実証事業は、環境省と経産省連携でやっております、環境省さんに、ここの表の2,000平米未満のところと、あと公共建築物の関係について主にやっております。

もしよろしければ、ちょっと補足で。

○松澤オブザーバー

環境省の地球温暖化対策課長の松澤といいます。

地方公共団体のZEB導入に関して支援をしております、ちょっとすみません、今手元に数字はないんですけれども、実際かつて資源エネルギー庁さんで支援されていた件も含めて、今恐らく10件前後、自治体での導入事例があるかと思います。

この資料の中で、地方公共団体というような形で分類をするように、経産省さんとよく相談すればよかったんじゃないかと思いますが、また次回の省エネ小委での発表の際には、そのようにできるように、吉田課長のところとよく相談したいと思います。

○中上委員長

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

次、順番を押さえておりませんでした。宮島さん、山川さんの順で。

○宮島委員

ありがとうございます。

1年ぶりなので、3点ほど申し上げたいと思います。

1つは、先ほど会長もちょっと印象でおっしゃられたんですけども、私もエネ基の取材もしていますけれども、エネ基の中身がメディアで伝えられるときって、どうしても電源構成とか、原発をどうするかということになってしまっているんですけども、ベースのところで、かなり厳しい省エネをちゃんと進めるということが大前提になっていたはずだと思います。ただ、記者の関心の問題もあるかもしれないんですけども、エネ基の報道とか取材において省エネのことを、意識をするポイントが余りなかったな思っております。しつこく言うということだけなのか、どうすればいいのか、よくわからないんですけども、あくまでもエネルギーの構成というのは、今の国民にとってはぎりぎりなぐらいの省エネを前提として、そして進むんだということを、やっぱり繰り返しお伝えいただくのいいかと思います。

その流れの中で、宅配に関しましても、今人手不足の関係では、相当再配達がまずいなということは、国民に伝わってきたと思います。ただ、エネルギーとの関係ということになりますと、私は1、2年前に、エネルギーとの関係において放送で解説をしたんですけども、そのとき割と「えっ、そうだったの」というような感想を受けました。再配達はあくまで人手不足の問題だけではなくて、再配達が減ればこのぐらいエネルギーは違うんだということもしっかり伝える必要があると思います。

特に、たった今はまだスタートしたばかりだからかと思うんですが、配達をお願いするときに、消費者のほうがちゃんと受け取りたいと思っていても、必ずしも時間指定ができるわけではないとか、消費者の努力までまだ行き着いていない業者さんというのも結構多いと思います。そういうところで、どれだけどういう工夫をしたら、どのぐらいエネルギーが削減できたかというような、ベストプラクティスの共有ですとか、経費的なメリットの共有も含めて、データも含めて、共有して進めていただければいいかと思います。

2つ目が自治体の役割です。先ほどもご質問にあったんですが、やっぱり自治体の動きという

のは、消費者から見るとよく目に入ります。もちろんさまざまな官公庁が室温の設定を高くしているとか、そういうことはみんな役所とかに行ってみればわかるんですが、そこを一步越えて、建物ですとか、あと学校の、これは建物の既存の住宅をどうするかというふうなところにも係りますけれども、学校や公的な施設がここまでやったんだというところが目に見えてくると、個人の住宅でもこういうことをやらなくちゃいけないなというような意識が広がる一つの要因ではないかと。

逆に言うと、官公庁がついてこないということだと、それはそこにコスト的なメリットがないということになると、一般の個人がメリットがないものについてくるというのは難しいかなというふうに思いますので、自治体との連携をより強めていただければいいかなと思います。

もう一つは、さらに広い話になってしまうんですが、この先高齢化が進んで、過疎地域とか、そういうようなことが広がる中で、エネルギーの観点からここをどうしていくかというのは、一つの課題になるかなと思います。例えば、もちろんできれば都市部というか、地域の中核のところで集住していただくというのがエネルギー的には一番いいと思うんですが、それがそうは人ですからいかない場合に、遠隔地にぽつんと住んでいらっしゃるような高齢者に対して、じゃあ物を運んで買ってもらうのがいいのか、その方のところにタクシーを運んで、出てきてもらうのかというのがいいのかというようなことを考えたときに、そこはコストとエネルギーとも関連が出てくるというふうに思います。

実際問題として、空のバスを走らせてもいま一つですし、エネルギー的に見て、どういうような過疎地域の対応をしていけばいいのかというような視点も、少し長いスパンですけれども、必要なのではないかと思います。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。

幾つ也非常に貴重なご提言いただきました。最初のご意見ごもつともございまして、省エネをもっと大々的に訴えるべきだと思いますが、今回のエネ基に参加した自分としては、こちらに余り火の粉がふりかかってなくてよかったなと思ったところもあるわけです。しかしいずれご期待に添えるように、最後は必ず駆け込み寺である省エネにまいりますから、もう少しお待ちください。

それでは、幾つかありましたが、簡単に触れられるところだけ。

○吉田省エネルギー課長

まず、エネルギー基本計画の中では、ちょっとご説明する時間がございませんけれども、参考

資料のほうで基本計画の構成というのをお配りいたしましたけれども、その中でもしっかり省エネは書かれております。それから、幾つかご質問いただきましたが、1つは再配達のところで、データをうまく出していけないかということです。今回、せっかく荷主規制の見直しもやりましたし、国交省さんとも連携していろんな議論もできました。しっかり進めていくためには、情報提供を、個人の皆さんへも含めてやっていく必要があると思いますので、そこはしっかり考えていきたいと思います。

それから、自治体や官公庁、こういったところの動きが大事だというお話ですが、さっきご説明の中で、例えばですけれども、ベンチマーク制度、今回官公庁も、これからの検討でありますけれども、考えていきたいと思っております。そういったところも含めて、官公庁がリードしていくというのは当然大事だと思いますので、留意していきたいと思います。

最後の過疎化のところは非常に大きなテーマで、すぐちょっとお答えはないんですけれども、確かにエネルギーの消費がいろんな世の中の動きと絡まっている。さっきのIoTとか、AIとか、シェアリングもそうだと思いますけれども、そういったところはよく注意して、これからも見ていきたいと思います。どうもありがとうございます。

○中上委員長

時間が押してまいりましたので、全てお答えしているわけにいかないかもしれませんが、きょうご説明いただいた以外にも、いっぱい省エネのテーマはあると思いますので、今後の検討課題にもつながってまいりますから、ご提案があればどんどんお出しいただいて、後々また詰めていきたいと思います。

それでは、順番に山川さん、市川さん、川瀬さん、とりあえずそういう順番でいきたいと思います。

○山川委員

ありがとうございます。

質問が1つとコメントが1つですが、質問については、13ページの機器のトップランナー制度のご説明のところで、事業者間の取組の差が大きくなってきているというお話があったと思います。

私の理解では、省エネ法のトップランナーの勧告については、一定の生産量を下回るような事業者に対しては、基準自体の達成は求められているけれども、勧告自体の適用はたしかなかったんじゃないかと思うんですけれども、取組が余り行われていない事業者さんというのは、小さい事業者さんというわけではないんですか。その辺もしおわかりになったら、今じゃなくても結構なんですが、教えていただきたいと思います。

それから、私は家庭の省エネをずっとやっているの、省エネ広報のところについてコメントいたしますが、家庭の省エネは消費者の方に行動してもらわないことには進みませんので、広報というのはこれからもずっと強化していく必要があると考えております。その上で、どうしても政府の広報となると、消費者全体に対して満遍なくアプローチするような形が、今までとられがちなんですけれども、どういうターゲットに、どういうタイミングで広報するかというところで効果は変わってくると思いますので、その辺も含めて計画をしていただければと思います。

それから、先ほど資料のご説明でもございましたけれども、家庭の消費者の方は、毎日省エネばかり考えて生活しているわけではありませので、省エネを入り口にして広報すると、なかなか興味を持ってもらえないとか、行動につながらないというところがありますので、今回の資料にもありましたような、例えば時短ですとか、あと収納とか、住宅であれば健康とか快適とか、そういう省エネ以外のところからアプローチをして、結果として省エネにつながるというようなことでよいと考えます。

あともう一点だけ、このページのところに、ホームページの全面見直しということが書いてありまして、大変楽しみにしております。私も大変よく利用させていただいております。いろいろな情報がきちんと載っているんですけども、一般の方が省エネしようかと思って情報を見に行ったときに、わかりやすい構成になっているか、どういう文言を使うとか、その辺にいろいろ改善の余地もまだあると思いますので、ぜひよくもんでいただいて、充実したホームページになることを期待しております。よろしくお願いします。

○中上委員長

ありがとうございました。後ほどコメントがあればいただきます。

それでは、順を追っていきたいと思います。市川さん。

○市川委員

ありがとうございます。

今回の資料のご説明を聞いて、また資料を見て、本当に省エネの重要性というのが十分伝わってくる内容だと思いました。特に家庭部門においては、やっぱりエネルギーミックスとの兼ね合いで、しっかりとした省エネを実現させていかなければいけないんだというのを、ひしひしと感じております。

省エネ行動というのは、日本人の心情に合うアクションだと思っています。決して十分とは言えない、逆に民生部門不十分と言われる、やり玉に上るほうなんですけれども、その分、できる余地もいろいろあるのかなと思っています。

そういう意味において、これからやはりどういうタイミングでどういう情報を出していくのか

ということはとても重要だと思っています。それと同時に、省エネにどの程度のコストをかけて、どの程度の労力を注ぐのか、注ぐべきなのかというようなことも含めて、多くの消費者の人たちがみずから考えていけるような、そういう議論ができるように展開されることも期待したいと思っています。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。

それでは、川瀬委員。川瀬さんのご担当になっているワーキングも含めて。

○川瀬委員

先ほど事務局からご説明のあった内容について、ちょっと補足というようなことと、もう一つ、考え方についてご説明します。

最初が、5ページの工場等判断基準、その基準の見直しというのが今年行われたわけです。その趣旨は、先ほどご説明があったように、経営層の関与をもう少し強めようということで、内容の見直しがあったわけですが、実際にその内容の見直しがどう効果があったか、それを見るのが非常に重要だと思います。

具体的に言うと、経営層が判断基準値に基づいて、企業のエネルギー管理を適切に行ったかどうか。それを、定期報告制度などを利用して、確実にチェックしたか確認していくと。できれば、そういった確認の結果が、省エネ投資に結びついている、結びつくと、そういったところを今後見ていくという必要があると思います。

それから、もう一つは、6ページ、8ページの資料でベンチマーク制度。

ことしは官公庁と大学について、このベンチマーク制度を議論するということになっているわけですが、一応7割というカバー率、当初目標とされていた7割というカバー率、ほぼ官公庁、大学が入るといけそうだということになりますので、先ほどもお話がありましたように、その制度全体の検証を行う。より実効性が高いものにしていくということで、特に支援策なども含めて考えていくということが重要だというふうに思っております。

それから、もう一つ、これは先ほどのお話で過疎化のお話でしたが、コンパクトシティという概念が、最近あちこちで聞いたり目にするようになっていますが、家庭と業務と、それから運輸ですか、コンパクトシティについては、その辺がエネルギーとしては関係するのかなど。それで、コンパクトシティに向かってというような話が出ていますので、エネルギー的にはどういう効果があるのかと、そんなこともこの省エネということで見えていく必要があるのかなというふうに思いますので、その辺の何か検討も、今後、始められるといいんじゃないかとい

うふうに思います。

○中上委員長

ありがとうございました。

重要なヒントをいただきましたので、また参考にさせていただきたいと思います。

それでは、田辺さん。

○田辺委員

時間も迫っているので、ポイントだけ4点、コメントしたいと思います。

まず、2ページから4ページの事業者クラス分け評価制度ですけれども、現状のS、A、B、C評価は大変評価できると思うんですけれども、今回の法改正につき合わせていただきまして、運輸部門の輸送事業者規制とか荷主規制は行ったので、可能であれば、国交省と連携して、こういう評価制度、S、A、B、Cを運輸部門にも拡大するということなどは考えてもよろしいんじゃないかと思います。

それから、6から8にある産業トップランナー制度なんですけれども、民生部門が始まりましたが、民生部門に関しては、やはり先ほどもご指摘があった、事業コストに対してエネルギーコストがどうしても小さいので、省エネを促進するためには、こここそESG投資を連携させるようなことが必要ではないかと。例えば、ZEBとかBELSを持った建物とか、CASBEEなどと連動させて、こういう建築物や施設を持っていればポイントとして加点するとか、そういうのがあってもよいのではないかと。コンビニなどもそういう店舗をつくられたり、ホテルや老健施設、オフィスビルなどもあるので、単位面積当たりのエネルギーに加えて、先進的なイノベーションを認めていく仕組みがあってもよろしいんじゃないかと。

それから、9ページから10ページにあるエネルギー小売の省エネガイドラインですけれども、私もお手伝いさせていただいたんですが、今回、新規に参入事業者があるということで、余り規制するとビジネスを活性化しないということもあるんですけれども、基本的には、販売量をふやせば利益がふえるという構図になっているので、新規参入者も含めてみんな売りたいということになると。

そこで省エネを行っていくためには、情報提供の努力義務の対象範囲を拡大して、報告制度を設けるようになったということなんですけれども、それでもやっぱり、販売量をふやすということと省エネを行うということは相反することなので、欧米では、エネルギー小売事業者に対して省エネ義務を課すというような制度を持っているところもあるので、そういう海外の制度もよく勉強して、どう機能しているのかとか、ビジネスに対してどういうことかということを検討していく必要があるのではないかと。

それから、14から19にある住宅建築物の省エネですけれども、ZEHも4万トンを超えるようになってきました。ZEHという呼び方は、実は和製英語で、誰が考えたかよくわからない、自然発生的に委員会で呼ぶようになったんですけれども、大分定着してきました。ZEHマンションも始まったので、都内の方も何かZEHという言葉が感じられるかなと。

それから、長寿化と省エネに関しては、中上先生とも一緒に、学術会議で長寿低炭素化分科会という分科会を始めて、世帯数が2人を切るようなところでどうやって省エネ・低炭素化をするかという議論を開始しています。

今、ZEHの定義が、外気の高断熱化及び効率的な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより、年間の1次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅とされているんですけれども、SOFCなどの高効率の燃料電池が大分普及し始めて、エネルギー基本計画でも、燃料電池の普及に関しては述べられているので、先ほどの定義は、再生可能エネルギーにとなっているので、ここを例えば、再生可能エネルギー等として、こういう新しい技術も含んでいくようなことが必要ではないかというふうに思います。

以上でございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

お約束している時間が来てしまいましたが、少しまだご発言いただきたい方もいらっしゃると思います。多少延びることをお許し願いたいと思います。

それでは、豊田さん、佐藤さん、それからオブザーバーの方に回したいと思います。

○豊田委員

お時間がないようなので、項目だけ申し上げて、後で紙でお出しいたします。

1点は、サードパーティとしての小売事業者の活用、あるいは役割をもう少し奨励する形でインセンティブを与えてはどうかというのが1点ですね。

それから2つ目は、やはり機器のトップランナー制度はうまくいっているんですけれども、システムとしてのマネジメントがまだいま一歩なので、これに対する何らかの助成が要るんじゃないかというのが2つ目です。

3つ目は、皆様も言うておられるZEBなんですけれども、公共物中心は当然なんです、そろそろ非公共物、民間のものに対する一定の規制と助成を入れてもいいんじゃないかというのが3点目ですね。

最後は、必ずしもお話がなかったんですが、既存建築物、住宅の改修について、非常に難しいわけなんですけれども、投資回収年数が長くなりますので、これに対するやはり一種の規制とインセ

ンティブを導入したらどうかということでございます。

紙でお出しいたしますので、よろしくお願いいたします。

○中上委員長

ありがとうございます。

ぜひ後で、コメントをお願いしたいと思います。

それでは、佐藤さん。

○佐藤委員

13ページの省エネラベルの表示ですが、これをインターネットの取引についても反映させてほしいです。パソコンとかスマホ、テレビなどの物的メディアでも、商品に必ず表示するようにしてほしいと思います。そうすると、消費者も目に訴えられるものというのは印象に残りますので、効果的だと思います。

また、省エネモードでなるべくメーカーさんとか、個人の家庭その他の場所に設置する事業者さんも、省エネモードで機械器具を設定していただけるといいと思います。例えば、給湯器などの取説には、例のところに、操作画面のところは40℃に大抵なっていますが、これを2度下げて38度の設定にすると、かなり省エネができて、料金も節約になります。表示を切り替えて頂けると効果的だと思います。

また、エネ庁にとってもユーモラスな省エネのポスターが張ってありましたが、駅とか一般の娯楽施設等、大勢の人が目にする所にもポスターを張っていただくといいと思います。よろしくお願いします。

○中上委員長

私はそのしゃれたポスターというのは見ていないんですが、後で確認いたします。ありがとうございました。

それでは、オブザーバーの方、お二方出ておりますので、まず奥村さんから。

○奥村オブザーバー

時間が過ぎていきますので、ポイントだけ。

3つほどありまして、1つは、要するに省エネの徹底ということから考えたときに、前から申し上げていますが、判断基準の対象というのは全事業者ですけれども、定期報告等で担保できるのが1,500キロリッター以上の方となっています。したがって、1,500キロリッター未満の事業者、特に業務用はまだ5割強はこういう方なんですけれども、こういった方についての遵守状況については、担保が事実上できないということなので、そこについて、やはりそういった方々が自主的に判断基準を意識して、省エネ対策をするような、そういう工夫を、例えばI o T

を使ってやったらどうかというふうに思っています。

それから、2点目、I o Tの関係なんですけれども、定期報告書自身のオンライン化というのを、一応スキームとしてはあるんですけれども、実際に利用されている方は10%をかなり下回っているようでございます。したがって、今後こういったデータのオープン化等々も想定したときに、このオンラインの復旧を抜本的に進めるべきじゃないかなというふうに思っています。

それから3点目は、ちょっと長期的な話かもしれませんが、田辺先生がおっしゃったように、エネルギーの合理化の考え方を少し変えるべきじゃないかと。今まで化石燃料の抑制ということをエネルギーの合理化というふうに、事実上していますけれども、再エネを積極的に進めることもエネルギーの合理化というふうにすべきじゃないかなというふうに思っています。したがって、そういった意味で、少し法律の考え方を見直していったらどうかということでございます。

以上でございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

省エネ法がスタートしたときは、脱石油というところからスタートしていますので、多少それをまだ引きずったのがあると思いますが、そういうところとも含めて見直しをということなんです。

それでは、手塚さん。

○手塚オブザーバー

日本鉄鋼連盟の手塚でございます。

今日は今後の課題ということが提示されていますので、2点だけ、お願いを含めてコメントします。

1つ目は、この省エネ補助金なんですけれども、裾野を広げるという意味で、非常に今中小企業等に広がっていったらいい、トータルで1,000件を超えるような案件の採択があるというのはいいことだと思いますが、一方で、それに伴いまして、従来省エネ補助金を受けていた、私どものようなエネルギー多消費産業にとって、補助率が下がってきたり、あるいは上限が設定されたり、あるいは採択要件が非常に厳しい方向にいくということで、制約がふえているんですね。

私どもの実態を申し上げますと、省エネというのは基本的に企業ですから、Low-hanging fruit、つまり、やりやすいものから順番にやっていってますから、残っているものほどチャレンジングで難しいものになってきます。一方で、その補助金制度が裾野を広げるために、要件を非常に厳しくしてきているということで、アンマッチングが生じてくるリスクがあ

るのかなと懸念します。

恐らく、日本全体で5,030万キロリットルという、非常に巨大な省エネをやらなきゃいけないとなると、これをいかにコストミニマムでやるかというのが非常に大きな政策課題だと思いますので、ぜひ費用対効果をきちっとその基準の中に入れて、どのような案件でどれだけの効果が、どれだけの税金を投入することによって実施できるのかというようなことも含めて検討願いたい。私どもの中でもできるだけ費用対効果の高いものを用意させていただいて、そういう形でフェアに補助金が配分されていくということが実現することを期待したいと思います。

2つ目は、事業者クラス分け制度なんですけれども、これも過去に何度もこの場でもお話ししていますが、実施されて3年間、これも裾野を広げるという意味では、多分効果を上げておられると思いますが、一方でこの制度で行われているクラス分け評価の結果が、ほかの制度の、例えばインセンティブとか、あるいは税制優遇とか、こういうものと組み合わせられていくとなると、ここは少し慎重に考えていただきたいんですね。

といいますのは、この制度で対象にしているのは、工場のバウンダリーの中の活動だけでしたが、新たに例えば事業間連携も工場と工場の協力関係ということも考慮されるようになってきました。ところが、私どものような素材産業というのは、バリューチェーンに素材を提供することで、下工程での省エネを実現するようなものはたくさんあります。より高度のものを出せば出すほど私どもの工場では増エネしていきますので、原単位が悪くなって、この事業者評価制度に基づく評価ではなかなか得点が取れないような状況が、むしろ高度化すればするほどいくという、アンマッチが発生するんですね。それはそれで甘受してきたのですが、ただ、ほかのインセンティブ制度とこの評価がリンクしてくるとなると、なかなか見過ごせなくなってくるという状況が出てくる。

この原単位ベースでの評価というのは一つの指標だと思いますけれども、例えば固定エネルギー消費がある場合は、生産量が下がれば、どんな省エネ努力をしても原単位は悪くなるということが起きてきますし、今申し上げたように、下工程で有効な省エネができるような高機能の製品をつくれればつくほど、上工程の工場の原単位は悪くなるという状況も発生しますので、この辺を今後どうやって加味していったって、そのインセンティブを設計するかというようなことも、ぜひご検討をいただきたいということでございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

最後に札が上がっていますが、もうここで終わりにしたいと思いますので、できるだけ手短にお願いして、牧野さん。

○牧野オブザーバー

今の手塚さんとダブりますので、本当に手短に。

特に補助金の件については、その裾野を広げていくということで、中小企業さんへの施策を厚くしていく、これは全く異論はございませんけれども、やはり我々化学業界も、これまで取り組んできた省エネ項目、効果は大きいですがだんだんその技術的ハードルが高くなってまいりますので、ぜひここにも引き続き補助金をつけていただくということを、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。

今、最後のお二方からございましたように、省エネ世界先進国をうたっている日本としては、ますます難しい課題ばかりが残ってきますけれども、そこに果敢にチャレンジしていかないと、最後の駆け込み寺の役割は果たせませんので、これから順次努力していただきたいと思いますが、政策的な支援というのも非常に重要なポイントだと思いますから、今後の検討課題につきまして、今日でなくても結構ですから、ぜひこういうことを検討すべきだということがございましたら、事務局のほうに申し出ていただければと思います。

それでは、これで今日の議論を終わりましたけれども、今後の予定等につきまして、事務局のほうから。

○吉田省エネルギー課長

多くのご意見、ありがとうございました。

ご質問がありましたので、すみません。山川委員から、勧告制度、一定規模以上の量をつくっている人だけかどうかという話ですが、そのとおりでございます。あと、多くのご提言をいただいて、一問一問本当はお答えをしたいんですけれども、すみません、お時間、私の説明がちょっと長過ぎて大変申しわけございませんでした。最後にオブザーバーの方からも、補助金それから法制度の執行についてご意見をいただきました。それも含めて、これからしっかりと議論をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

今後の予定でございますけれども、次回の小委員会については、今のところ日程については未定でございますが、本日たくさんのご意見をいただきましたので、今後この委員会で議論していくべきテーマについて、委員長ともよくご相談をして検討した上で、また開催の時期をご連絡したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 閉会

○中上委員長

それでは、長時間、委員の皆様、オブザーバーの皆様におかれましては、活発なご議論を頂戴しまして、まことにありがとうございました。

それでは、本日の省エネ小委員会は、少しオーバーしてしまいましたけれども、私の不手際でございますので、少し昼食時間が短くなってしまったかもしれません。これで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

—了—